

「渡口米」概念検討試論

大場 正巳

一 はじめに

(一)、山形県庄内地方において専ら用いられる「渡口米」などの語——これは「俵田米」「俵田渡口米」「渡口」「渡」など同義、異語においてさまざまに用いられ、以下でも特定しない——は、これを古く文書に見出す幕藩中頃から、明治期、大正期までを一貫して小作料ないし契約小作料、あるいはその用い方によっては小作地を意味するというように、この地の研究者らによって解釈され、それが定説化さえされてきていた。以下煩瑣にわたるが後に關説するところもあるので、その数例を引いて示しておこう。

(1) 大瀬・斎藤・榎本編『鶴岡市史 上巻』（昭和三十七年一月）は、延享二（一七四五）年温海大庄屋文書「表田作人之者共別而表田渡り方ヲも立下其上我儘成仕方之者も有之候由相聞候、其末表田負引大庄屋村役人随分致吟味相究メ可申候、若作人指引之次第承引不申候者縦地元迷惑之筋ニても其一作地元へ為上可申候万一苧取候以後彼是申候もの有之候者可申出候、向後表田立引共ニ村役人江相談可申候、只今迄之通地元相對ニ而指引相究メ申間敷候……」に注解を加え、「俵田（小作地）の渡方（小作料）の決定には大庄屋村役人を立ち合わせ、又差し引きなど若し作人が不承知の場合は村方に納めさせることにしたのである」（括弧内も編者ら）と読み、藩による「地主擁護の政策」とまでいつている。

(2) 長井政太郎『坂野辺新田の発達』（昭和三〇年一月）は明和二（一七六五）年、その開発資金返済のために三〇〇刈宛の田地売却を新田頭に願ひ出た村人の文書の一節、「尤此度売払候御田地も以来は拙者共へ一作つくり年々表田に預り候」とあるのを「三百刈宛の田地を地主に借金のかたとして渡し、その小作をして生活する」というように、「一作つくり年々表田に預」るを「小作」と解釈している。

(3) 佐藤誠朗「近世後期における米単作地帯の地主経営」（『史学雑誌』第七四卷第四号）も寛政四（一七九二）年庄内

川南の手作地主経営を分析するなかで、この手作地主「佐藤家は居村角田二口村を中心に五ヶ村にわたって二十七ヶ所に田地を所持している。……「これには手作地を含むが、その」一ヶ所毎の田地にはすべて△渡口米▽が明記されており、あらかじめ小作地として貸付けることが予定されている」と述べ、さらに「総渡口米（総契約小作料）」としても示している。

(4) 農政調査会『本間家所蔵資料集 小作・経営 上巻』（昭和三年三月）の編者の一人山崎吉雄は「渡口米定揚、定引之儀ニ付願」の項の解説で、「本間家においては渡口米というのは、田、畑、の一定面積に対する定額小作料を意味する」と述べ、明治八年「以前は俵田渡（畑の場合は俵畑渡）」と書かれている。……このいずれもが定額小作料を表「わ」していることに変わりはない」とも記す。

(5) 松尾武夫「今世紀初頭における巨大地所有の一形態」(『農業総合研究』第二三巻第三号)は、明治五年山形県の「地巻ノ儀ニ付伺書」を引用しながら「この伺書は、旧藩以来、貢租諸掛と地主作徳とを合計した米量を△立附米▽と……「この」立附米を基準にして地価・反別を取り調べたい」というものであり、ここにいう「この立附米を、庄内地方では俵田米といい、たとえば俵田米一俵の田を一俵

田・一俵地・一俵場というのである(戦後においても△この田は何俵▽といういい方をする故老に、筆者は出会っている)」、と述べ、俵田米を小作料と読みかえながら明治期における本間家の土地所有のありようを探っていく。

以上、古くは延享二(一七四五)年から明治中末期までの文書、資料に見出される「渡口米」の語を小作料と解する論稿を示したが、この人々に確認しておきたいのは次の一点である。つまりそこにいう小作料概念は、例えば安良城盛昭氏が整理されているように「△百姓▽の下に、自己の再生産に必要な部分と、封建領主に支払うべき本来的な封建地代としての△年貢▽の、両者を上回る一定の剰余部分が成立し、この剰余部分が、地主・小作関係の下における一定の小作料として出現」する時代、あるいは生産力段階以降の小作料として捉えられているのか、ということであり、私は以上をこのように受けとめて論議を進めたいということである。

こういったとき、うえに引用した(1)、(2)の論稿、あるいは(4)の本間家資料の古い時代部分、例えば享保、宝暦時代にこの東北庄内の地に小農民による小作経営が一般的に成立し、あるいは「地主擁護の政策」が藩当局によって行われるほどに地主・小作関係が広範化していたのであろうか、という漠然とした疑

問はわく、その本間家の最初の土地取得が享保末、元文初年であつたからである。

しかしとはいってもこれら論稿は、「渡口米」を小作料などと解釈することによってそれぞれの事態を説明し、それに基づいての論旨の展開は一定の論理性をもっているように思われる。とくに近代史に全くの素人である私にとってはそうであつた。

ところがわれわれがここ数年來行つてきた庄内農村調査のなかでたまたま探掘した資料「宝曆九年卯四月 二ツ柳村反別并小作渡改帳 肝煎又三郎」、「宝曆九年卯二月 星川興野村反別并小作渡改帳」、「宝曆九年卯四月 越橋村反別并小作米御改帳 肝煎勘三郎」などと表書きのある簿冊、資料に記載される「渡口」米などの語は、詳しくは後にみるように、うえの諸論稿にいう小作料、あるいは地主・小作関係概念の一片さえ含んでいないように私には読める。

そしてこの「反別并小作渡改帳」（以下「小作渡改帳」あるいは単に「改帳」とよぶ）に記される「渡口」米量は、石高によつて把握される幕藩体制下の生産力に対する地方の、刈稲束数とその束当たり収量から算出される米収量、つまり当該田なり村なりの、この時点における総（粗）生産量を表示するよう思われる。

（二）、このように「小作渡改帳」にみる「渡口」米が総生産量

表示であり、他方、古い時代はとにかく幕末、明治期における「渡口米」の語のなかに小作料概念を見出しうるとすれば、この一世紀余の歴史の間に、同語が異概念として把握されるに至る土地所有・耕作諸関係における何らかの変化、農業構造の質的変化をみなければなるまい。

この地の近世史研究はなお薄く、こうした具体的問題に 대응てくれるまでに至っていないように思われる。したがって通史的ではあるが諸事実を網羅的に記した前掲『鶴岡市史』に主としてよりながら、誤りを恐れずに私なりにその農業構造の概要を再構成してみるとおおよそ次のようになるう。

庄内地方における近世は元和八（一六二二）年、明治維新までこの地を支配した酒井の内部、そして翌九年の刈高制から石高制への移行を内容とし、後世にまで「元和御見出」と伝えられるほどに苛酷な検地にはじまった。その検地は拝領高一四万石余に対して四割弱、五・三万石余をも「改出」し、先の二ツ柳村などの所在する荒瀬郷の二、三の村についてみると、若王寺村は慶長一六（一六一一）年の村高四二・六石が正保五（一六四八）年には一一九・一石へ、常禅寺村は一〇四石から二七七石へ、そして山村泥沢村では一〇・六石が三三石余へなど、村高は実に二、三倍化された⁽⁴⁾。

そしてこうした検地の翌寛永元年には領内の米穀流通はもち

ろん京、大阪への回米制度を前提する米札制度を確立し、給人など下給武士に対してはもちろん家中と呼ばれる上級家臣団についての知行も、その圧倒的部分を蔵米知行としていった。

こうしてこの地の農民は、本百姓創成のその初期Ⅱ初期本百姓の段階から厳しい貢米収取と商品・貨幣経済の矛盾にさらされ、逃散、潰れ百姓が続出するという激しい分解の波にあらわれる——寛永九（一六三二）年には二ツ柳隣村新田目村、遊佐郷の農民多数が秋田藩由利、仙北へ逃散し、寛文二（一六六二）年には狩川通りで売潰れ百姓が一〇軒に及んだ等々の記録がある——。

他方この間にあって上層・豪農的百姓は手作経営を拡大し、とくに一六〇〇年代後半の元祿前後から享保初期の米価高騰期には鶴岡、酒田の商人・高利貸資本がうへの没落解体する百姓の土地、労働力、経営を質物的に質に取入れ、地主手作経営へと進出していく。これら商人・高利貸資本による手作経営の特徴は代家（田屋とも記される）を「営」⁽⁶⁾んでの手作りにあった——この代家を営んでの手作経営を地主手作経営一般から區別して以下俵田手作経営とよぼう。後にこの手作経営は「俵田預け作」へと転じ、直接耕作農民との間に俵田作関係をとり結んでいくことから地主手作↓地主・小作関係への紛らわしさをさけるためである。そしてその全体もまた俵田管理と呼ぼう——。

この俵田手作経営のありようの一端は、後に本問家の場合についてみるが、そこでの代家の「権能」は、若勢、下女労働力を使役しつつ自からも全労働力を提供して俵田所持者の土地を耕作管理していくという「主家に隸属して、奉公の誠を捧げる中世的主従関係」（二一五頁参照）とさえ規定される内容のものであった。こうした俵田手作経営の下では当然のことながら当該田の俵田米、総（粗）産米はそのままに土地（俵田）所持者に帰属する。本問家の手作経営はこの間の事情を明白に示してくれる。

しかしこうした俵田手作経営も一七〇〇年代に深く入った享保一〇（一七二五）年頃以降下落に転じた米価、そして他方延享二年温海大庄屋文書が示す「郷中高持之御百姓御田畑作人前々ハ五六俵も賃置候得ハ右利米を以三四年も召抱え来相返暇取申候所ニ中頃ハ一ケ年三四俵ツ 取切ニ仕候、此十年斗り已来ハ五六俵宛取切ニ仕候」という労賃高騰のもので俵田預け作へと転じていく——『鶴岡市史』はこの俵田作関係を地主・小作関係と解し「地主制度の発達」というのだが——。質取り俵田（土地）の手作経営から「俵田預け作」への俵田地管理の転換である。

質取り主にとつての「俵田預け作」、直接耕作者にとつての「俵田作預り」Ⅱ「俵田作関係」とはいかなる関係か。それは

うえに『鶴岡市史』がいう地主・小作関係とどう異なるのか。この両者、質取り主と百姓の間に収取されるのが「渡口米」「倭田米」であるが、それは小作料といかなる差異をもつのか。

「倭田作関係」とは一言でいえば、当該質入倭田Ⅱ土地の総（粗）生産量に収取の範囲と制限をもつ「直小作関係」であり、当該地片の総生産米（Ⅱ倭田米）はその質入田地の地引金に対する利子である。そしてその利子支払いを保証するために、質入主が質入田を「倭田作預り」に預り耕作を行っていくという、借金と土地（Ⅱ生産）によって村に緊縛される関係というように私はこれを考えたい。

庄内主、地主の土地集積の開始期は享保、宝暦頃といわれるが、それを可能としたのはこの倭田作関係の創始においてであり、一七〇〇年代末以降における集積の本格化は、この倭田作関係の展開の下においてではなかったであろうか。ここで倭田作関係の展開というとき、うえの質入倭田の総生産物収取を関係として、たて、まゑとしては基本的に維持しながらもその収取量に若干の弛緩をたらす、その意味で倭田作関係のいわゆる地主・小作関係化、倭田米の小作料化においてである。

古島氏は「経済発展の地域性と地主の成長」を小作地率の動向のなかにみながら、「わが国最大の地主、酒田の本間家は幕末期に飽海・東西田川郡に一五〇〇町歩の貸付小作地をもちな

がら、それらの郡の小作地率は、紅花地帯の東西北村山郡に比べて、一〇・二〇%低くなっている。本間家の土地集積はその基幹部分が幕末期までに集積せられており、宝暦頃には後年とほぼ同じ小作地管理体制が確立していることからみて、極めて特殊な条件の下での集中過程を考えなければならぬ」と。この土地集中の「極めて特殊な条件」とは、以下に私のいう倭田作関係の存在そのものだったのではなからうか。

あるいはまた埴氏は、主要米作地帯のなかでの庄内平野の経営の大規模性を説き、これを農地改革前に存立していた年雇依存の「豪農経営ないし自作大経営⁽⁸⁾の残存物、ならびに主要形態をなす小作大経営」に見出していくのであるが、このいずれもがその存在の論理を違えながらも旧の、すでに大きく変化しているとはいえ、この倭田作関係、倭田米収取基準のうえに自からを維持し構築してきたのではなからうか。本間家の農民支配機構は広く、深く、骨化して明治以降改革前にまで一定の影響を及ぼしてくるからである。

しかし、さしあたり本稿が意図しているのは、従来小作料と解されてきた渡口米の本来的概念を探り、それがいかなる関係、農業生産の構造のもとにおかれ、またその展開のなかで小作料と解されるような概念に転じ変容してくるのを見定めることにあり、論点をここにしばって考察を進めたい。したがって対

象期は幕藩下を中心に、明治初中期までである。

- 注(1) 本間家の場合これを特定していた、というようにもいわれる。農政調査会『本間家所蔵資料集 小作・経営 上巻』、一八二頁以下参照。そこでは「渡口米」の語が一般的に用いられるのは明治八年以降で、これ以前は「俵田渡」、そして明治四〇年以後は「貸貸米」というように、である。だが以下にみるように、田地取入れ証文等では古い時代からその混用を許している。
- (2) 古島敏雄編『日本地主制史研究』、一八頁。
- (3) 昭和四十七年以降、当農業総合研究所員一二名によって行っている「庄内農業の展開と村落構造の研究」をテーマとする共同調査で、主要対象を現酒田市豊原部落——前飽海郡本楯村豊原、藩政期から明治初期を荒瀬郷新田目組二ツ柳、福升村——においている。
- (4) 慶長一六年は『山形県史 検地帳 上』、正保五年は『飽海郡誌』によった。
- (5) 『鶴岡市史』三二七頁に「庄内御米蔵米一番値段」表をかかげているが、それによると米価は元禄一〇(一六九七)年以降一〇兩当たり二〇〜二八俵、正徳三(一七一三)年〜享保五(一七二〇)年同じく一二〜一九俵と騰貴し、享保七年以降急激に下落して一〇兩当たり五〇余俵となる。これには河村瑞軒による寛文一〇(一六七〇)年西回り航路の開設、出羽城米の

回米制度の改革の影響が大きかったのではなかろうか。

- (6) 商人、高利貸による土地・俵田取得、経営について『鶴岡市史』が主として負う原資料は『山形県史 鶏肋編』である。併せて参照されたい。

- (7) 古島敏雄『資本制生産の発展と地主制』、一九五頁以下。

- (8) 埴遠一『庄内平野における富農層形成をめぐる諸問題』(『土地制度資料保存会研究資料』第六号)。

二 「渡口米」概念の検討

(一) 宝暦九年「反別并小作渡改帳」の考察

「渡口米」などを小作料と解する先の論稿に対して具体的に疑問を抱かせるきっかけとなった「宝暦九年卯四月、二ツ柳村反別并小作渡改帳 肝煎又三郎」、「宝暦九年卯二月 星川興野村反別并小作渡改帳」、「宝暦九年卯四月 越橋村反別并小作米御改帳 肝煎勘三郎」と表書きのある文書の紹介からまずはじめよう。

前述のようにわれわれは豊原部落を中心とする村落調査のなかでこの文書を見出したのだが、過去のこの地域の農村調査、研究においてこの種の文書・資料の存在を指摘したものはない。しかも以下にみるようにこの文書そのものからは誰が、何を目

的にこれを作成していったのか、あるいはこの表書きに示される「反別并小作渡改帳」という、その「小作渡」の語の意味、それは多分ここで問題にしている渡口米に深いかわりをもつと考えられるのだが、それさえも明らかでない。したがって以下、この文書の記載するところにしたがって考察を進めよう。

この文書は簿冊をなしていて上記の表書きがあるのだが、みられるようにその表書きにもそれぞれいくらかの違いがある。まず見出し、表題についてみると二ツ柳、星川興野村分には「反別并小作渡改帳」とあるのに対して越橋村のは「反別并小作米御改帳」とある。しかし以下の記載事項、内容は全く同じなのでそれが特別の意味をもつものではなさそうだが、ここで「小作渡」「小作米」が同じ概念のものとして把握されていることは記憶にとどめておいてよい。

またその調製月であろうか、年次を同じくしながら星川興野村では二月であり他は四月とあるが、いずれにしても宝暦九年の春先を中心に期を画してこの荒瀬郷、あるいは同じ新田目組下の各村でこれを作成していったとみてよい。第三に、星川興野村「改帳」には肝煎名が記されていないが、他の二村分にはそれが記入されている。したがって村の公的文書とはいい切れないが、半ば公的文書といってもよいのではなからうか。

次にこうした簿冊をなした文書には通常奥書きがあつて、例

えば水帳などはそこに検地役人名などが列記されているのだが、

二ツ柳、越橋村「改帳」には全くそれがない。しかし星川興野村「改帳」末尾には「右者反別小作渡相改段二付書上ケ申候処如斯御座候 以上 卯二月」とあつて、その後にメモ的に、

「勘定御改人 平田郷ならはし 長三郎殿 あらせ南吉^(マヤ)兵蔵殿」の二人名が記されている。この「勘定御改人」とは、以下にみる「反別并小作渡改帳」に記載される、その「小作渡」＝

「渡」「渡口」量(高)の秤量にあたつた「改人」を指すものとみられる。つまり星川興野村「小作渡改帳」の調製にさいしてのその「改人」は、他郷、平田郷檜橋村の長三郎であり、同郷でも他村、南吉田村の兵蔵であつたことを以上は示している。

うえのように二ツ柳、越橋村についてはこうした記録は全くないが、以上からみてこの二村の「改帳」の「渡」「渡口」についても他郷他村民によつてそれが設定されていった、とみてよからう。とすると、この「改帳」にみる「渡」「渡口」高は単に農民個々、あるいは村独自によるものではなくある客観性をもつた、しかもかなり広範囲にわたるそれとして作成されていった、とみることができそうである。

だがそれにしても、あるいはそうだとする先の檜橋村長三郎、南吉田村兵蔵とは一体何者なのか。彼らが検地役人などの藩当局者でなかったことだけは確かなようであるが、しかしそれに

しても他郷他村に向向いて如何なる資格、役割のもとでこの「小作渡改帳」を作成していったのであろうか。なお現在に至るもこれらは解きえていない。

ところで前掲佐藤誠朗「近世後期における米単作地帯の地主経営」は、その角田二口村の佐藤家について、その所持地は五か村、二七か所にわたるが、手作地を含むそのすべての田地に「渡口米」が付されていることを指摘し、渡口米を小作料とする見地から、それは、佐藤家によって「あらかじめ小作地として貸付けることが予定されている」からだとした。

しかし実はそうなのではなくて、うえにみた川北の三か村と同様に、この川南の角田二口村を中心とする村々にも「反別并小作渡改帳」ないし類似の元帳が作成されていて、「小作」人佐藤家は、村をこえた自家の「小作」地分についてもこれを謄写保持していたのではなからうか——二ツ柳村農家でも宝暦九年のこの「改帳」の所持地分を保存している家数戸がある——。つまりこの「反別并小作渡改帳」は以上のように広く庄内の各村において作成されていた、とみてよさそうである。

ところでそうしたこの「反別并小作渡改帳」とは何か、二ツ柳村「改帳」を中心に具体的な考察を進めてみよう。うえの表書きにつづいて、直ちに「小作」人に名寄せされた次の事項が記されている。その冒頭部分を摘記すると以下のようなものである。

道之下御水帳与助
越橋村
中田二反四畝廿四歩
傳四郎

分米三石貳斗貳升四合

此渡拾表

横道御水帳同人

上田六歩 分米三升

同人

同所御水帳同人

上田七畝六歩 分米壹石八升

同人

同所御水帳同人

上田九畝歩 分米壹石三斗五升

同人

此三竿渡九表

高合五石六斗八升四合

此渡口合拾九表

以下この村の田畑の「小作」人、二〇人の所持地について、竿毎あるいは二竿から一〇竿以上をも合竿した（以下、竿毎等とよぶ）田畑にそれぞれ「渡」を付し、名寄せされた末尾の「高合」の次に「渡口合」が記載されている。そして各「小作」人毎にそれを記した後に、村分について

高合百貳拾三石六斗三升九合 免六ツ四歩五厘

内五石四斗五升六合八勺 居屋敷高

同四升六合七勺

右永引間違不足高

〔残高〕百拾八石壹斗三升五合五勺

此渡口合二百九拾五俵三斗三升

として、この二ツ柳村の総田畑に対する「渡口合」を示す。

以上が二ツ柳村「小作渡改帳」の記載事項であるが、このうち「越橋村 傳四郎」「渡」「渡口合」を除く、田畑の所在を示す「道之下」などの小名、「御水帳 与助」、田畑別、上中下別、反畝、分米などはすべて水帳記載のもので、水帳に書きあげられた総ての田畑について「渡」が付されていることを確認することができる。

ではこの「小作渡改帳」にのみ記される「越橋村 傳四郎」とは何者であり、竿毎等に記される「渡」とは何か。この傳四郎についてはこれがたまたまこの「小作渡改帳」の冒頭に記載されていたことからこれを引用したまでで、この村に「居屋敷高」をもつ「小作」人については単に名前のみが記されていることから、この傳四郎は隣村、越橋村からの入作人であることとみることができし、越橋村「小作米御改帳」によって彼がその村で四〇〇俵余の俵田を所持する大「小作」人であることを確認することができる。

そしてこの「小作」人とは、二ツ柳村の他の一連の資料、地租改正に連なる幕末水帳、反別帳、あるいは年貢米名寄・指引帳などによって、直接の貢租負担者であるということも確認さ

れる。つまり「小作渡改帳」にかき上げられた「小作」人とは、その土地のこの時点での所持者、貢租負担者をさすのであって、いわゆる地主・小作関係におけるその小作人というのではないことは明らかである。

では残された、この「小作」人に名寄せされ、竿毎等に「分米」Ⅱ高と対置され、あるいは村田畑高に対置、併記される、そして星川興野村の例でいえば村方の「勘定御改人」によって設定されていた「渡」、そしてこれの合計された「渡口」とは何であらうか。先のようにこのいずれの村の「小作渡改帳」にも、その「渡」「渡口」が何を意味するのかを直接に示す記事を見出すことはできないし、以下の内容検討によってもこれを果たすことはできなかった。そして現在も直接にそれが何を意味するかを知り得ないでいるのだが、先に、前項で述べたように、それを粗（総）生産量、当該田、村の田畑からの総生産量ではないか、とする見解に到る、それに向かって以下考察を進めよう。そのまえにもう一点だけ、うえに述べた水帳から騰写された「分米」とここに設定された「渡」の量的関係について若干の検討を加えておこう。

庄内酒井藩の「御田地作法」は反当上田一石五斗、中田一石三斗、下田一石一斗、下下田九斗であり、各竿の毛付高Ⅱ分米はこれに面積を乗じたものであった。次の第一表の二ツ柳村各

第1表 「竿毎」・村別,「分米」高と「渡」

	小名	上中下 田別	反	畝	分	米	渡(渡口)	渡／分米 (%)
越橋村傳四郎	{	道之下	中田	2反4畝	24歩	3石2斗2升4合	10俵	124.2
		横道	上田		6歩	3升	9俵	146.3
		〃	〃	7畝6歩	1石8升			
(ニツ柳村) 治右衛門	{	〃	〃	9畝		1石3斗5升	5升	103.5
		沖中	下田		5歩	1升8合3勺		
		〃	下畑	(苗代)	15歩	3升		
(〃)与助	{	大坪	上田	4畝	24歩	7斗2升	1俵	55.6
		畑添	下田		20歩	7升3合3勺	4俵1斗5升	175.0
		〃	下畑	1畝	15歩	9升		
		〃	下々畑		18歩	2升4合		
		〃	下田		25歩	9升3合7勺		
ニツ柳村合計					118石1斗3升5合	295俵3斗3升	100.2	
越橋村合計					296石1斗5升8合	1,219俵5升	164.7	
星川興野村合計					133石5斗2升6合	234俵7升	70.2	

備考: ニツ柳村 越橋村 星川興野村

耕地中畑割合(%) 9.3 9.3 0.0

上中下 田割合 (%)	上田	60.5	30.6	30.1
	中田	34.9	24.6	50.4
	下田	3.4	19.7	19.5
	下下田	1.2	25.1	—

注 1. 本文中「小作渡改帳」より作成.

2. 「竿毎等」はニツ柳村分より上中下田別を勘案して抽出したものである.

竿毎の分米は、多く元和九年この作法によつて算定されたもので、若干の畑返し田畑を除いて地租改正までその分米は不変におかれた。これに對して「渡」はさきのように宝曆九年「小作渡改帳」によるもので、これがもしうえのように竿毎等の粗生産量を意味するとすれば、この表、つまりこの「小作渡改帳」はこれに至る一三〇余年間の生産量、生産力変化を示すものともみることができ

る。

しかしここではなお「渡」が粗生産量表示である、というところまで推論してないので、さしあたりニツ柳村田畑のなかから上中下田別に任意に抽出した竿についてその変化をみると、全体としては増加傾向を示しているが、上田で減少傾向を示すものもあり、あるいは下田で伸びの小さいものもあって、竿毎等には

必ずしも一定の傾向値がみられない。

しかしこれを上掲表下欄に示したように村別にみるとその間に大差のあることが明らかである。つまり分米に対する渡口の伸びの大きい越橋村は、畑割合は二ツ柳村と同じであるが、下田、下下田割合が高く、逆に星川興野村は畑地がなく上中田割合が高くてここでは分米高に対して「渡口」高はマイナス、しかも三〇%ものマイナスになっている。かりに先のように分米、「渡」がそれぞれに粗生産量を示すとすれば、二ツ柳村はこの間に生産力の停滞を、星川興野村はその減退を、そして越橋村は六五%もの生産力の伸びを示したということになる。

なお参考のためにつけ加えておけばこの越橋村の村高は明暦二（一六五六）年二三五石弱であったことからその間に六一石、二六%の畑返しがあり、他方二ツ柳、星川興野村ではほぼ不変であった。あるいはまたこの越橋村はこの頃以降本問家をはじめとする地主による土地集積の対象村となっていた。これらがうえに生産力の伸びの差としたそれといかなる関係をもつかも解かれてはいない。

「小作渡改帳」については、以上のように多くの問題、疑問点を残しているのだが、以下はそれを離れて、そこに示される「渡」「渡口」が何を意味するのかを、その算出根拠を検討するなかに探っていこう。

(二) 「渡口米」算定根拠について

当初に述べたように、この地の研究者らは「渡口米」「俵田米」などの語を小作料と読みかえ、それを信じて疑わなかったことから、これの本来的、本質的意味を探る手がかりをほとんど与えていない。こうしたなかで前掲佐藤誠朗論文、『鶴岡市史』などが断片的、間接的にだがこれへの接近の緒をいくらか示している。以下これによって考察を進めてみよう。

まず佐藤論文は先の引用につづいて次のように述べる。手作地主佐藤家所蔵資料の一つ「八田畑渡口米寛〓には一ヶ所毎の田地について、高の記載はあるが面積の示されていないものかなり存在する。土地台帳の面積が、渡口米の決定基準として働いていないことを示すものである。例外なく明記されている八荇元〓が契約的小作料額をきめている。二七ヶ所の田地（総刈元九、八三〇束刈）の総渡口米（総契約小作料）は、一二二石六八〇合であって、一〇〇束刈当り平均一石二四八合、約三俵となっている（傍点引用者）と。

ここで「渡口米」を契約小作料としている点については先に引用して疑問とし、本稿の問題核心だが、それはさておきここには幾つかの「渡口米」算定根拠を指摘しているようにみえる。まず第一は、「田畑渡口米寛」帳の竿毎等には「渡口」とともに「荇元」（この地で刈稻束数のこと、なお詳しくは後述）が例

外なく明記されている点、第二はこの刈稲束数が「渡口米」と何らかの關係をもっていると思われること——佐藤氏は「八苧元Vが契約小作料額をきめている」、といっているが——。そして第三に、竿毎等の土地面積は記されていないものがあるので、これが「渡口米」の算定根拠とはなっていない、などである。

先の川北三か村の「小作渡改帳」には土地面積、石高(分米)、「渡」の三者はあったが「苧元」は記されていなかった。ところが川南ではこの佐藤家に限らず土地質入・売買証文などには渡口とともに「苧元」が併記されている例を多くみる。

本間家「癸寛保三年 御田地扣帳」⁽¹⁰⁾には「一、古金百九拾四両壹歩廿貳匁九分 西野村御田地(中略) 右者狩川組御田地反畝九町壹反七畝拾五歩、分米合九拾壹石八斗貳升貳合六勺六才之所、辰春譲証文ニ而古証文共廿六通請取申候委細ハ右譲状ニ書添有之候」として「此苧壹万貳千 此表田入三百六拾貳表壹斗、苗「代」四十壹枚 此立上ケ八表九升(以下略)」とあり、前掲の『坂野辺新田の発達』にもこの例は多い。

明和二年佐藤多郎右衛門は「京田組坂野辺新田村御田地西御年貢不足ニ付三十年季ニ譲渡申証文之事」のなかで「反畝合貳反四畝六歩 分米合貳石六斗六升二合 稻苧元三千刈 此表田入七十五俵」地を一五〇両で質取主本間小作に譲渡しているな

ど枚挙にいとまないほどである。手作地主佐藤家に限らず「渡口」と「苧元」を併記するのは川南では一般的で、「苧元」が「渡口」に代位させていたのではなからうか。

冒頭引用論稿(2)に示した文書の前段には「右者拙者共江被下置候御田地人々前之内三百苧宛売申度存候間 其地引金を以返済仕度奉存候」、とあり先のように長井氏はこれを「三百苧宛の田地を地主に借金のかたとして渡し」たと解釈するのだが、私もここではそのままに受け取りたい。つまり百姓達は所持している田地のうち「三百苧」の刈稲束数を收穫できる田地を売却して、この地代金で借金を返済したい、というのである。

うえのように「苧元」と「渡口」が密接な、代位するような關係の概念のものであることは以上の通りだが、しかしこまてみてみると、例えばこの三百苧の田地の売却ということになると、佐藤氏のいう「八苧元Vが契約小作料額をきめている」といういい方は通用しなくなるのではなからうか。そこには地主・小作關係を示すような表現は全く含まれていないように読めるからである。

ところで第二表は『鶴岡市史』の編者らが「寛政十二年申十二月 京田組中京田村漬跡村作御田地主付御請書帳」などから作成したものであるが、ここでは「苧元」が佐藤誠朗氏がいうところとは全く異なった概念にとらえられているように

第2表 中京田村, 林崎村村上地調
および主付地の条件

	中 京 田 村	林 崎 村
村 高(A)	955石	1,001石余
村上高地(B)	257石余	428石余
(A)/(B)	26.8%	43.8%
村上地に對する定引	52石余	100石余
主 付 田 高	257石余	428石余
主 付 人 数	19人	22人
菰 元	9,233束菰	17,252束菰
実 収 穫 量	100町4俵3斗 438俵227	4俵2斗 776俵136
従来の年貢	337俵339	588俵余
主付手擬米	14俵267	藩より46俵余 村方与内23俵余
年 貢 諸 役	100町当3俵半 323俵623	100町3俵 耕作者負担年貢 519俵余
年 貢 率	73.6%	+村方与内 542 百姓年貢 66.6% +村方与内 69.8%

注 1. 『鶴岡市史』362頁より引用, 不明の点があるが原表のままとした。但し原表は2つの表からなっている。

2. 年貢諸役欄の「+村方与内542」は, 「耕作者負担年貢519俵余」に主付手擬米欄の「村方与内23俵余」を加えた場合を意味する, とみられる。年貢率欄の「+村方与内69.8%」も同様の計算方法による場合のものであろう。念のため。

みえる。まずその説明をきくとおおよそ以下のようである。

安永、天明頃（一七七〇〜一七九〇年）以降この地の郷村は疲弊して潰れ百姓が続出し、その潰れ跡地は「村作」Ⅱ村上地とされた。しかしそれによっても問題は解決されず、村上地貢租の減免（定引）あるいは入作地主の「作徳米」に「困窮与内米」を課してこれを「手擬米」として百姓に与えることによって、村上地の主付、つまり田畑の貢租負担者を定めていく、などの寛政改革を酒井藩は実施していった。この主付地をめぐる当該田畑の生産力評価およびその条件を示し、求めているのが左表である。

この表の林崎村分について編者等は、「林崎村は村高一千一石余、その内村上地が四十三・八%の四百二十八石余に及び中京田より遙かに困窮していた。寛政十一年一部が主付され、寛政十二年の主付は三百五十九石余であった。しかし村上地四百二十八石余の内百石余が定引されていたので、実際の主付高は三百二十八石余、その貢租額は五百八十八俵一斗二升一合二勺となっていた。

これに対して村方はその田地を一万七千二百五十二束菰とし、百菰当り四俵二斗の生産量とみて、その総生産高を七百七十六俵一斗三升六合と計算し、そのうち藩に對する貢租を百菰当り

三俵として五百十九俵一斗四合二勺と算定し（中略）、従来の年貢高五百八十八俵余との差額六十九俵余の全額を△被下米▽として藩庫より支出することを願ひ出でたが、藩はその三分の二を手擬米として下附し、残りは村方の負担となさしめた、それを示すものであると。

原の文書を確認することができなかったし、この文書の性格——例えばここで藩とか藩庫とか記されているのだが、これは藩当局と村との直接交渉にかかる文書ではあるまい——も不明だし、それが目的でもないのに内容には立ち入らない。

だがそこには藩当局によつて石高において把握された「主付田高 四二八石余」に対して、これとは別に村方による「実收穫高 七七六俵一三六合」が示されている。しかもこの「実收穫高」は村上地の「荳元 一七、二五二束荳」に一〇〇刈当たり「四俵二斗」を乗じたもので、まさにこの村上地の総（粗）収量を示したものと読むことができる。

そして以下に「年貢諸役」は「一〇〇荳当り収量」を三俵とみるなどとして算出されていくのだが、しかしともあれうえの「荳元」に束当たり収量を乗じていくその方法は、さきに佐藤誠朗氏が手作地主佐藤家の「総渡口米（総契約小作料）」を「総刈元」で除して一〇〇刈当たり収量を「約三俵」としていった、その逆を行ったものではないか。

この「荳元」は刈稲束数で粗生産量を、あるいは刈稲束数にある束当たり収量を乗じて粗生産量を算出するその仕方、作法は、さきに述べたように元和八年酒井家が入部する以前この地で行われていた粗生産量把握の方法であった。例えば『山形県史 検地帳 上』に収録されている庄内一六か村の「慶長検地」帳は、田畑についてはすべて竿毎にまず刈稲束数でこれを把握し、当該地域の束当たり収量を乗じて粗収量を石高で示したものであった。

また『飽海郡誌 卷之一』は、その考証に疑問の点があるが、「反畝ノ收穫ハ荳^ト詰^ヲ以テ之ヲ呼ビ幾束ト称ス」といい、「稲一把ハ農夫ガ右手ニ鎌ヲ持チ左手ニテ稲ヲ握リ能フタケ荳取リテ置き再ヒ前ノ如ク荳取リテ束ネタルモノヲ云フ……拾把ヲ一束ト云ヒ……百束ヲ百荳ト云フ百束ノ義ナリ斯克テ荳取リタル稲ヲ杭に懸クルニ凡ソ五束ヲ手テ乳一本ト称シ一束二升五合ヲ得レハ四本ニシテ一斗トナル之ヲ上作トナセリ此等ノ称呼ハ数百年來襲用シ今尚之ヲ存セリ」とも述べている。この一束二升五合は、この書の記された明治末年の収量であるうが、刈稲束数で粗収量を表現するその仕方はこの地で一般的であり、そしてこの粗収量表現ないしその直接の算出根拠である「荳元」が「渡口」をきめていったというとき、その渡口は粗生産量表現そのものではなかったのか。歴史を遡ればのぼるほど、

「渡口」の語はその原義である粗生産量表現そのものに接近していくようにみえる。

以上われわれは「渡口米」を小作料とする見解に対して川北荒瀬郷二ツ柳村を中心とする、宝暦九年「反別并小作渡改帳」の検討——この宝暦九年という時点に、村の総田畑各竿毎等に「渡口」が付されていること、しかもこの「渡口」が他郷、他村民を改人として定められたこと、さらにこの文書が私的なそれではなく肝煎名を付した村文書的性格のものであること——等を通して疑問を提起した。そしてあるいはこの「渡口」は、例えば二ツ柳村についてみれば元和九年検地にもとづく石高（分米）に対する地方による粗生産量——竿毎等、また名寄せされ、その「合」としての村の総（粗）生産量——把握ではないか、とさえた。

では、その粗生産量としての「渡口米」高は何によって算定されたのか。佐藤氏は、その「渡口米」高は「荊元」（刈稲束数）によってきめられる、と述べ、川南の田地売買・質入証文には「渡口」と「荊元」の併記されているものが多く、その刈稲束数を単位とした田地売買の例さえがみられる。刈稲束数が「渡口」に代位しうるものであることを示すものである。

ところで『鶴岡市史』の一資料は、その「荊元」と束当たり収量から算出されるものは当該田の「実収穫量」であることを示

し、うへの佐藤氏の説を否定する。そして『慶長検地』帳は竿毎の収穫高をまず刈稲束数で示し、『飽海郡誌』もこの粗収量把握が古来から刈稲束数による、と述べる。佐藤氏が「八荊元Ⅴが契約小作料額（＝渡口——引用者）をきめている」といったとき、その「渡口」とは契約小作料でも小作料でもなく粗生産量、当該田の総生産量そのものではなかったのか。

注（９） この「小作渡改帳」の作成が荒瀬郷、あるいは川南の角田二口村などを中心とする村々、つまり庄内のかなり広い地域にわたっていたとすればあるいは藩当局による何らかの干渉があったのではないかとみられるのだが確証はない。ただそのなかで前掲『鶴岡市史』に以下のような記述がある。長文にわたるが参考までに引用しておく。

宝暦期に入って庄内・酒井の「藩財政の窮乏は更に深刻化した。農政係の役人の間には根本的な改革を求める声が現われ始めた。郡代久米五郎兵衛の新竿打ち直しと検見制採用案はその一つであった。当時荘内の田畑には色々な事情から台帳面積に比較して大きな伸びを有する有利な田地と面積が狭く貢租だけの米をも産し得ない程の不利な田地があつて農政上大きな障害となつていた（中略）。

久米五郎兵衛は再検地を実施してこの不公平をなく

し農政の基本を確立して同時に二、三万石の出目をも期待し、更に貢租を檢見取とし百姓の窮乏を救うとともに藩の収入を安定せしめんと考えたのである。家老の水野内蔵助重誠もこれに賛し、自ら意見書を綴り同僚や郡代に諮った。(中略、しかし) 反対意見に圧倒されて久米五郎兵衛の改革案は日の目を見ずに葬り去られた」と。この改革案作成の資料としてか、あるいはその実施の場合を考えてか、具体的、実態的生産力把握作業が進められていたのではないかと、とも考えられるが確証はない。

これに対してうえのような「不公平」は村、組、郷など諸負担の不公平をも当然のことながら誘発して行く。それを解決していく方法として地方内部で生産力実態を把握することをねらった、とも考えられるが、以下のように体系的にこの渡口が記されるのは田地売買証文等であって、他に活用された例は少ないようにみえる。僅かに例えば『本間家文書』第一巻の「慶応三年 萬覚帳」に「上藤塚村高掛井井皿、表田、割」「門田村高掛井井皿、表田、割」「漆曾根札谷地大谷地貫水色々、表田掛割」など水利費、村費用について「高」とともに「表田」を基準にした負担の割かけがみられる。

(10) 『酒田市史 資料編 五』、六六一頁「地主資料」。

三 俵田管理の構造と展開

——酒田本間家の場合を中心に——

(一) 俵田手作経営における俵田(渡口)米

渡口米等の語が当該田なりの総(粗)生産量を表現する言葉であり、それが一定の関係、つまり農業構造のなかにとりまかれ、その構造変化のなかで小作料類似の概念へと転じていくありようを、以下専ら地主本間家関係資料を中心にみていこう。

まず第一に、その転化・変容を前提する、その意味で後にみる俵田作関係の原基的形態といえなくもない本間家取得・所持地の俵田手作経営のあり方を紹介し、ここで渡口米、俵田米がどう把握されているか、つまりうえに述べてきた俵田米Ⅱ総(粗)収量概念がそこに適用されうるのかどうか、これを確認することからはじめよう。

そして先取りしていうと、この俵田手作経営のなかに萌芽してくる矛盾、収益性の問題はその解決の方向を取得俵田の預け作——直接耕作者の側からいえば俵田作預り。誤解を招くことを恐れずにいえば取得田地の手作経営から小作地としての貸付けへ——に見出す。この関係としての俵田預け作、俵田作預りのなかで、うえの総(粗)収量概念としての俵田米はどう受けとめられるのか。

地主・小作関係のもとにおける小作料は、さきにみたように農民取分が前提されることによって、総（粗）収量である俵田米収取は当然のことながら考えられない。だが俵田預け作、作預りは、当該田の総（粗）生産物の収取を前提する預け作、作預りの関係——説明しつくしていないが、以下この関係を俵田作関係と呼ぶ——なのである。それはいかなる関係であることによって俵田米収取が可能とされ実現されるのか、というように問題を解いていこう。

そこでまず、うえに俵田作関係の原基的形態であるとした本間家の手作経営、あるいはそれを成立させた俵田Ⅱ土地取得からみていこう。

伝承、資料考証に若干の混乱があるようにみえるが、本間家の最初の取得地といわれる西野村田畑取得経過はその「覚」⁽¹¹⁾によると次のようであった。

- 一、古金百九拾四両壹分貳式匁九分 西野村 御田地
右者狩川組西野新田村御田畑合反畝九町壹反七畝拾五歩、
分米合九拾壹石八斗貳升貳合六勺六才、辰ノ春譲證文古證
文共六通取月壹両三分仕内半切取頭兩人順之筈、辰ノ十二
月々午ノ三月迄ニ拾七ヶ月之元利合御田地請取申候
一、古金百三拾両
一、同拾九兩三分拾三匁七分五厘

《ノート》 「渡口米」概念検討試論

式口合百四拾九兩三分拾三匁七分五厘

此利四拾四兩貳分九匁壹分五厘

〆百九拾四兩壹分貳式匁九分

此文金三百廿兩三分拾四匁三厘

右之代金相済不申候ニ付、午三月返し證文請取御田地代家共ニ請取申候 以上

「辰ノ春」は享保二年、「辰ノ十二月」は元文元年である。

「午ノ三月」は元文三年、この元文三年「返し證文請取御田地代家共ニ請取申候」とあり、これ以前は金利を受け取っていることから書入れであり、この年最終的に西野新田村の土地を「譲主狩川組西野村御、百姓、酒田寺町 国松吉右衛門」から取得し「西野村入、百姓、酒田 本間庄五郎」（傍点引用者）として以下のように農業生産を行っていく。

長井・工藤「東北地方における土地所有の実態と地主の成立について」⁽¹²⁾は、その初め本間家がこの土地で手作経営を行っていたことを指摘していた。

「狩川組西野村の三百五十俵場は享保二年以来資本を土地に投下して手に入れた田地である。同家記録宝暦五年俵田指引帳によると西野の田地は本間家の手作地となっている。即ち西野村に代家を営み三百俵場を経営すると同時に、切添又は近村に取入れた田地合せて七百八拾俵壹斗七升二合八勺を管理させ

(13) ている」と。本間家「小作・経営」資料によってその手作地の状態をみると次のようであった。

狩川組西野村代家^{手カ}午作

俵田（俵数記載なし——引用者）西野村分

一米二百三十三俵四斗二升 代家 惣納

俵田三十三俵地 板戸村分

一同廿九俵四斗一升 代家 惣納

此刈高八百七拾二束

俵田拾五俵地 宮曾根村分

一同六俵二斗 代家^(ママ)家^シ

但シ外二三俵三斗地相渡し置末ニ此分書

出シ相見由候

此刈高三百拾九束

俵田拾貳俵地 久田村分

一同拾壹俵二斗二升 代家^(ママ)家^納

此刈高三百二十二束

俵田三十三俵地 高田麦村分

一米廿五俵一斗九合 代家^(ママ)惣^シ

高七百三十五束

代家手作

五口合米 三百六俵三斗二升三合

『宝五の凶作』といわれるこの年は、代家による手作地以外の「俵田渡し」俵田預け作地についても二五%前後の「割引」を行っているが、ここでも総俵田を三五〇〜三六〇俵（後述）とする実収量俵五の俵田米は三〇六俵余で一三〜一五%の減収となっている。しかもここで特徴的なのは、あるいは手作経営であるから当然であろうがその三〇六俵余を「惣納」（宮曾根、久田村分についてこの資料集では「納」とあるが）させていることである。

そして再び長井・工藤氏は前に続いて「此代家の精算書を見ると、諸村年貢の外に次の如き指引分がある。

一、百廿五俵 代家飯米

一、廿六俵 代家若セ下女給米九人

一、三俵壹斗 千百疋日用渡し

一、貳俵 深川村分五百疋右同斷

一、壹俵 谷地守給米

一、壹俵壹斗 種粳一石代

一、貳俵壹斗四升貳合 高役米

一、五俵五升 同普請米

一、壹俵壹斗 土引雇米

一、壹俵貳斗 廣野同斷

一、拾九俵三斗三升八合 雇諸雑用高

一、式斗壹升五合 米下し運賃

八百八拾九俵四升五合雜用分

(中略) 代家差配人佐藤多兵衛は若せ・女中九人を使役して三百六俵場(享保二十一年には三百五十俵余)を耕作すると共にその他四百五十俵の立付米を收納する小作地の管理を請負っていた。後者の四百五十俵の小作地管理は代家にとっては本来の権能ではなく、前者代家納三百五十俵場の管理耕作が代家の抑々の使命とする所であつた。即ち主家に全労働力を提供し、全生産物を地主が收納する代りに、食料から農具、種籾等一切の營業諸経費を地主が負担する仕組である。従つて代家は、主家に代つて仕事を果すというよりも、主家に隸屬して、奉公の誠を捧げる中世的主従關係の下にあるといわなければならぬ⁽¹⁵⁾と。

以上引用が長くなつたが、本間家が宝暦五年にとつていたこの代家に依存しての手作経営は、これ以前この地で広範に行われていたと『鶴岡市史』が指摘するその「地主手作経営」の一環であろう。そしてこの頃にはこうした経営は衰退傾向にあつたのか、先の本間家資料宝暦一二年「御田地俵田改帳」にはこの西野村についてももう「代家手作」の記録はみられない。

それはともあれ以上の、本間家手作経営における「俵田」概

念には注目すべきものがある。先のようにこの西野村の土地は

元文三年本間家が酒田の鑄物師国松吉右衛門から「表田入 三百六拾貳表壹斗」(寛保三年)、あるいは苗代を含む俵田米「三百五拾表壹斗 外二大豆三表」(慶応三卯七月改)として、代家つきで買い求めた田畑であつた⁽¹⁶⁾。

この取得田畑は宝暦五年について、そして注(13)にも述べたように一貫して本間家によつて手作りされてきたとみられることから、この宝暦五年までは少なくとも土地貸借、地主・小作關係下におかれたことはなかつたといつてよい。つまり本間家は、三六〇〜三五〇俵余の小作料を收取しうる土地を買つてこれを貸し付けてきたのではない。そうではなくて、この時代平年作ならば三五〇〜三六〇俵余の收穫量をあげる土地を買い求め、手作りして、凶作のこの宝暦五年の実総(粗)收穫は三〇六俵余であつた、ということを示している、と解すべきであろう。

つまり俵田米、渡口米とは、平年作であれ凶作年であれ、当該田の総(粗)收穫を意味する語であり、田地売買証文等に記される俵田米は平年作時の、いわば標準的收穫可能量を示すものであることを以上のなかから確認してよからう。

ところで手作地についてはさうであつたとして、長井氏等が、代家差配人佐藤多兵衛は三〇六俵場を耕作するとともに「その

他四百五十俵の立附米を収納する小作地の管理を請負っていた」という、その小作地における俵田米はどう理解されるのかである。つまりそこでは農民取分が前提されその剰余部分が「立附米」として収取されるから、ここでは俵田米は総（粗）収量としてはありえないのではないか、ということである。俵田作關係を地主・小作關係とおきかえ、「俵田（小作地）の渡方（小作料）」とするかぎりはそうである。

だが同じ宝曆五年「俵田指引帳」の手作地に前後して記録される俵田預け作地の俵田米——收穫可能量としての総収量——が、その手作地の俵田米概念とは異なる、つまり農民取分をあらかじめ控除した剰余生産物概念のものとして記される、というようなことがありえようか。長井氏らは俵田米をそのように把握することによって事態の本質を見失っていた、といえそうである。

この問題の追究を後に残しながら、うえの本間家の手作經營についても少しみていこう。手作經營における俵田米は、当該田なり經營地の総（粗）収量として、單なる生産力概念において把握され、その間に關係としての矛盾の入りこむ余地はない。しかし矛盾はその經營の収益性のなかに萌芽したのであるうか、宝曆一二年までのいつの年にか本間家は俵田手作經營を解消していった。

先のように本間家の手作經營への参画は後発的であつたことによつて米価はすでに下落期にあり、他方「若勢」「下女」等の勞賃の高騰⁽¹⁷⁾、「代家飯米」に示される代家生計費の増高などがあつてのことではなからうか。そして更に、後にみるように元文三年手作經營を開始した二年後の元文五（一七四〇）年には、取得俵田を作預けに預け、俵田作關係をとり結んでいた。この俵田作關係における収益性との比較秤量のなかで、商人・高利貸資本本間は、その手作經營を廢止し、取得俵田の管理經營を「俵田預け作」へと專一化していった、とみられる。

(二) 俵田預け作Ⅱ俵田作關係の展開

宝曆五年本間家所持の総「渡口米」〔高は〕壹千六百九拾八俵五合⁽¹⁸⁾と記録されているので、うえの西野村代家による手作俵田はその二〇%余に当たる。そしてこの手作地における俵田米概念は、平年作であれ凶作であれ当該田の総（粗）生産量であり、この本間家が所持する一六九八俵五合の渡口米高は、その意味では標準的な総生産量、收穫可能量とも考えられる。

とすると、先に二ツ柳村などの「小作渡改帳」にみた竿每等の「渡」、名寄せされた「渡口」は、各村の小作人Ⅱ貢租負担者が所持するその所持田畑の総（粗）生産量を示したものである、と解釈することによって、その作成意図の一端は読みとれるよ

うに思われる。本間家も「入百姓」として貢租負担者であり、その総渡口米をここに把握し、記録しているからである。

それはさておき問題は、本間家が所持する俵田のうち、うえの手作地を除く八〇%の俵田がいかにか管理経営されていたかである。さきの宝暦五年「俵田指引帳」にはそのおおよその管理支配の体系、例えば荒瀬、平田郷に支配人をおき、各村俵田作人の俵田米の「指引」、あるいはその俵田の年貢の「払方」など俵田米収支勘定を担当させているのを見ることが出来る。しかしこの下にあった俵田作人がいかなる条件、あるいは関係のもので本間家の俵田作人であったのか、を知ることとはできない。

これを具体的に、あるいは体系的に、といつてもよい内容で示したのが松尾武夫編『本間家土地文書』¹⁹⁾である。この『土地文書』のもつ意義についてはその「序」「はしがき」で予想している以上に大きいのではなからうか。そこには本間家がその土地所有に俵田所持において、そして一七〇〇年代半ば以降における庄内農業構造の特殊な態様が豊かな資料として与えられている、とみるからである。そしてそれは先に古島氏が指摘した本間家の「極めて特殊な条件の下での〔土地〕集中過程」の、その「特殊な条件」をも明らかにするように思われる。

しかし以下は全八巻として刊行予定をもつ『土地文書』第一巻に依拠しての考察であり、また本稿のねらいがこの文書の限

られた側面についてのものであることも予め断っておこう。

ところでこの『土地文書』第一巻に収録された証文は、庄内川南の二七か村のもので、その凡例によると「本証文」——田畑、谷地、屋敷などの年季売譲り証文二四三、「作預」証文二一〇通が中心で、これらに付随しての「古証文」「流地証文」など総数六三六通を数える。しかしうえにも述べたように、ここで把握し考察の対象とするのは俵田作関係のありようであり、田地に俵田売譲りに対する俵田作預り形態の究明であることから、その対応関係にあるもの——田地売譲り証文一通に対して「作預」証文数通という例があるが、「作預」証文の内容に差異がないので一通毎の対応としてとりあつた——についてのみ検討しよう。

こうした対応関係でみた「田地売譲」「作預証文」は一七二通であり、そのうち田地売譲人がそのまま作預り人とみられるもの——両証文記載の村、人名が同一のものが一二〇通で七〇%を占め、残り三〇%は作人名が異なる。しかしこの後者ももう少し細かくみると「田地売譲」「作預」証文の口入、加判人として名前を連ねているもの、例えば「田地売譲」証文では加判人であるが、その加判人が「作預」人となっているものなどが二〇通で一一・五%を占め、八二%余が「田地売譲」「作預」に直接的関係をもっている。

これに対して全く無関係とみられる三二通は、例えば田地売譲人が不在村の酒田、鶴岡に居住するなど過去に田地移動についての歴史をもつもの、あるいは畑など村外、遠隔地に所在するとみられるものの売買、作預りにこれが多いなど一定の規則性がみられる。つまり在地の百姓、俵田所持者が直接本間家に土地を売譲っていく場合の作預り、俵田作関係は基本的に同一人において取り結ばれる、といってよさそうである。

以下にみるようにこの俵田作関係はいわゆる質地直小作以上に、その関係が強く貫かれなければならないものと考えられるので、うえのように証文上では無関係とみえるものも古証文等では何らかの対応関係をもったのではなからうか。

ではそうした俵田作関係とは何か、まずその基礎的關係と概念を把握し、ついでこれの展開をみる、というように考察を進めよう。

(1) 俵田作關係の基礎概念

本間家がとり結ぶ俵田作關係はこの『文書』第一卷では、「元文五年申十二月」「久田村御田地売主 三左衛門」が、「三拾年記ニ売渡」した田地を同「元文六年酉ノ二月」、「久田村分御田地酉ノ壹作表田へ預り作り申證文事」として三左衛門が作預りしていくのにはじまり、「嘉永三戌年四月 朝丸村 売主伊助」が「三拾ヶ年季売讓申御田地」をいかなる關係でか、同年同月「跡村 治十郎」が「作田

預り申證之事」として、別小作的に作預りしていく幕末にまでまたがっている——畑、居屋敷等を除く——。

詳しくは後にもるように、作預り証文は時代によってその記載内容、形式に一定の変化がみられる。したがってここでは比較的古いもののうち、俵田作關係の基礎的關係をもちこんだ安永五（一七七六）年「宮曾根邑 讓主 兵助」「作主 兵助」の田地売讓、俵田作預り証文について検討することとし、その全文を掲げよう。

地之事

外草田

下々田壹畝六歩

分米壹斗八合

同所

下々田壹反八畝六歩

分米壹石六斗三升八合

畑返シ

下田六歩

分米貳升貳合

反畝合壹反九畝拾八歩

分米合壹石七斗六升四合

此俵田入拾壹表

此地引金三拾四兩

右之御田地未之御年貢不足ニ付三拾年季ニ売讓申御水帳高

横折共貴殿名前ニ致張紙書面之地引金不殘只今請取申所実
正ニ御座候於此御田地拝借等一切無御座候万一年季之内

一御国替又者徳政新法之六ヶ敷義出来仕候共御苦勞御損失
相掛申間舖且年季明之節ハ讓主々御願申上右地引金相渡シ
此御田地受返シ可申右一件堅申合候条毛頭違乱無御座候為
其地元売主肝煎組頭長人百姓役判を以御田地三拾年季ニ売
讓申證文仍而如件

安永五年

申五月

宮曾根邑

讓主 兵 助^印

同村加判

肝煎 儀兵衛^印

同村加判

組頭 甚右衛門^印

同村

長人百姓 久右衛門^印

本間正五郎殿

当申之一作俵田預り作申證文之事

一米拾壹表

納四斗入

右之通当申之表田預り作り申所実正ニ御座候秋中ニ罷成候
ハ、不殘急度皆済可申候万一世間一統之悪作仕候ハ、御見

《ノート》 「渡口米」概念検討試論

分申請御指引思召次第第二可申請候一分之悪作仕候ハ 御指
引不申請相仕舞可申候為後日之以嘉判作田證文仍而如判

宮曾根村

安永五年

申之三月

作主 兵 助^印

同村

加判 伊 六^印

本間正五郎殿

みられるようにこの田地年季売讓り証文は、売讓りされる田
地名と上中下田別反畝、分米を明記し、水帳・横折の旧田地所
持者Ⅱ質入主に張紙して質取主Ⅱ新所持者、本間正五郎所持地
とする点、あるいは国替、徳政などの際にも質取主に迷惑、損
失をかけないなど、また請返し条項等をも明示して地引金を請
取っていくところなど、他の一般の田地年季売讓り、質入れ証
文とかわるところはない。

同様に作預り証文も、その「一米拾壹表」をかりに契約小作
料とみれば、これもまた他の一般の小作証文と変わりはなく、
いわゆる質地直小作關係を約定していく証文とみてよからう。

だが他と異なる一点は、田地売讓り証文にも「此俵田入拾壹
表」と「俵田入」が明示され、作預り証文の、うえにかりに契
約小作料とした「一米拾壹表」はこれを受けてのものではない
か、ということである。

後にみるように本間家はこの「俵田入」米から貢租等を控除した「立上米」を米価換算し、これを一定の利子率で除して地引金を算出している。つまりうえの売譲り証文に記される「此地引金三拾四両」は、「外草田」など反畝合壹反九畝拾八歩において表示されるある生産量ではなく、「此俵田入拾壹表」から「分米合壹石七斗六升四合」に所定の免を乗じた貢租を差し引き、その残米（Ⅱ立上米）を米価換算し、一定の利子率で除したその地価金であり、俵田入米量がその算定の根拠となっているということである。

すなわち質取り主本間家は地引金三四両によって当該田の単なる用益権（耕作権）を取得しただけではなく、それを具体量、つまり「此俵田入拾壹表」として取入れていったことをこの売譲り証文は示し、そして作田預り証文は、その質入れ地の用益の実現を質入主の耕作、作預りにおいて実現していくことを保証したものでなかったか、あるいは逆に「一米拾壹表 納四斗入」としてその実現を保証することによって田地売譲りが可能とされ、その地引金三四両を借り受けることができた、と考えるべきであろう。

このようにみてきたとき当該質入田地の用益権の実現としての「此俵田入拾壹表」「一米拾壹表 納四斗入」として收取されるこの米量は何か、その量的規定は何によって与えられるの

かということが直ちに問題となろう。ここではこれを次のように考えたい。

つまり当該質入田地の用益の実現という点からみたその最大は、その時代における農業技術、生産力水準を背景とするその総（粗）生産物ということができよう。とはいってもその生産のためには一定の費用を必要とすることから、その費用部分をあらかじめ控除して田地を質入れしていくということも考えられる。だがその場合、地引金は当然のことながらその費用部分を控除した産米量から算出される額となり、そしてそれ以上に、例示した証文には記されていないが「年季之内ニ而茂御勝手ニ付御自由被成候共毛頭構無御座候」と、質入期間中当該田は質取主の恣意のもとにおかれ、質入人の耕作権は保証されたものではないので、費用部分を控除した地引金額の借用は意味のないことでもあった。

こうして質入人は、その田地によって借り受けうる最大限の地引金を求めていこうとするのではなからうか。とはいっても作預り証文においてその利子の支払いを約定していくのだから、その実現可能な最大限、つまり当該質入田の総収量、標準的な生産量Ⅱ俵田米において田地を売譲り地引金を得ていくことになろう。

このことは、ここでは分析の直接の対象とはしないが、明和

から天明期にかけてうえに述べた俵田米概念で把握した以上の生産量で地引金を借用していったことのなかにも示される。例えば明和四年「御田地譲主酒田 地主作右衛門」は深川村「表田渡り米百拾九表三斗五升 田畑苗代共二、外二米拾五表 式升 谷地野手米」を「此地引金四百両」で本間家に三〇年季で売譲ったときその証文に、「三拾年後年季明之節ハ譲主ハ御願申上右地引金四百両へ百両之増金加へ都合金五百両……ヲ以請返シ申度候」と記載していったし、天明六年「南口村 御田畑譲主藤右衛門」は「此表田畑渡米九俵地」で「地代金三拾七両式歩」を借用したとき、「年季明の節自是御頼入格別之思召を以元地代金江式割半の増金を加へ文字金割合を以請返向候」などというなかにもそれが示されている。いうなら対人信用として考えられるべき部分であろうか。⁽²⁰⁾

他方質取主は質取田地の、予期される用益実現が可能とされ、それによって予定した利回りが実現されればよいのであって、問題はその用益実現が確実性をもつかどうか、ということにある。つまり当該質取田の総収量を基準として地引金を貸し付けていった場合、それは他に転貸しえないものであることから「直小作」形態たらざるを得ないだけでなく、その作預り人の農業生産の内容にまで容喙することになる。詳しくは後にみるが、「農業江朝夕心掛ケ龜末無之様随分情働可仕」とか「世間

一統悪作仕候ハ、御見分申請思召次第取可申」などの条項がそうである。

これは収量の多寡が、地主・小作関係における小作料収取量に影響をもつという問題ではなく、その総収量がそのまま質取主の得分であり、その総収量の収取において地引金を貸し付けていったところに、こうした条項がもりこまれる必然性があったとみるべきであろう。そして作預り証文の見出しにいう「俵田預り作申證文之事」「表田二預り申證文之事」とは、質取人にかわってその質入田地で生産を行うの謂にほかならないのではなからうか。あたかも本間家の手作経営における代家のようである。

そして更にうえの質入れ田地の生産量についていえば、田地売譲り証文にその総生産量が記載されることによって、加判人、長人百姓、肝煎などは単に田地売譲りを公証していくだけでなく、その田地のもつ生産力をも証するものとなった。冒頭に引用した『鶴岡市史』が示す「表田作人之者共別而表田渡り方をも立下……其末表田負引大庄屋村役人随分致吟味相究メ可申候」というのはそれを指すのではないか。

そして作預り証文でも親類、加判の者によってその利子の支払いが保証されていたことはいうまでもない。

以上俵田作関係は、その年季売譲り、質入れ田地を旧所有者

が耕作していくところは地主・小作関係における「直小作」類似であり、そしてこの直小作関係は「厳密に云えば小作ではなく、高利貸（＝質取主——引用者）にとっても、百姓にとって小作料はそのまま利子である⁽²¹⁾」、という規定もこの俵田作関係の主要な一面に妥当する——ただこの書の著者はその関係を小作ではない、といいながら「小作料はそのまま利子である」とする表現は「厳密」さを欠き、誤解を招いていくと思うのだから――。

だがこの直小作関係との差異、俵田作関係の独自の側面は、年季に売却った当該田Ⅱ地片の総（粗）収量Ⅱ俵田米を借用した地引金の利子とし、その実現を作預りによって保証していくところにある、ということができよう。

俵田作関係をこのようにみたときそれは幾つかの具体的内容、収取の制限性をそれ自身のなかにもっていることもまた指摘しておかなければならない。うえに直小作における「小作料はそのまま利子である」という規定は、「貨幣欲求者の支払能力または抵抗能力以外には全くなんらの制限も知らない」という言葉によって補完されるのであるが、果たしてこの俵田作関係のもともそうであろうか。

「百姓」は当該田地Ⅱ地片の生産物の「惣納」を条件として地引金を借り受けていった。だが不作、凶作は農業生産の常で

あり、当該田の総生産物が標準的收穫量Ⅱ俵田米を下回ることもありうる。しかし当該田Ⅱ地片の俵田米において約定された利子Ⅱ俵田米収取は、当該田の実現されたその俵田米に制限をもっている。あたかも宝暦五年「俵田指引帳」にみる本間家の手作地の俵田米（標準的收穫可能量）が三五〇／三六〇俵余であるにもかかわらず、この年实现された俵田米が三〇六俵余であった、というようにである。そしてまた同年、その預け作地についても俵田米「指引」の多くの事実が示されている。また「万一世間一統之悪作仕候ハ、御立合之上御指引可被下候指引相談埒明不申候内者我儘ニ鎌入申候者右之御年貢前右之通急度上納可仕候」など、天明二年証文にみる不作時の対処条項の厳しさも俵田作関係のものである。

その二は、うえにも述べたように当該質入れ田地の生産のためには一定の費用は不可欠である。だがしかしその総生産物は惣納されるので、この地片自体による再生産は不可能であり、百姓経営の、他の土地生産物の剰余部分からその費用は補填されなければならない。つまり当該地片での俵田米の恒常的、例えば年季三〇年にわたる生産Ⅱ納入のためには、それが要する費用部分を剰余として生み出しうる他の経営部分が存在しなければならぬ。質取主にとって、これは地引金の利子実現Ⅱ俵田米収取の第二の制限となる。

そして更に、この百姓経営の背後には「親類」、「加判人」、村、これらを土地、生産に緊縛する幕藩体制をいわなければならぬまいが、ここではさしあたり前者で充分であろう。

俵田作関係がこうした関係であることによって、質入れされた地片部分はあたかも「年貢を残部〔の土地〕に負わせた高拔田」、そしてその残部の土地は「高額の年貢を負う高張田」的存在として経営に残され、「高張田の存在は経営内容を益々悪化させ、遂に潰れて水呑百姓に転落し、潰れ跡は村上地として村惣作にされ」る、という類似の事態をさえ広範に生み出している。俵田作関係の背後にあるといったそれへの波及である。

以上俵田作関係概念の把握につとめてきたが、ここでこの俵田作関係と先の俵田手作経営の差異、発展の段階について述べておけば以下のように考えることができるのではなからうか。

俵田手作経営は没落、解体する百姓、百姓経営を借金奴隸的に、「主家に隸属して、奉公の誠を捧げる中世的主従関係の下」におく以外に金利を実現しえなかったのに対し、ここでの収取はより苛酷で生存の保証を欠いていたとさえみられるにもかかわらず、しかしそれは経営、家を自立的存在として一つの契約関係において関係をとり結んでいった。つまり契約関係において利子収取が可能とされるそうした生産力の段階に到達しつつあった、といつてよいのではなからうか。

そしてその契約、俵田作関係は上述したように質入れ田地の俵田米にまず収取の量的制限性を、そしてその自立的百姓経営に第二の制約性をもつものであった。このことが後に、これら百姓の没落、土地所持権の完全喪失の結果としてではなく、地主・小作関係推転への契機となるものであった。

(2) 俵田作関係の展開 先のように、宝暦二年「俵田改帳」には手作経営記録が見出せないことから、宝暦六～十二年の間に本間家は所有土地に俵田の管理方式を「俵田預け作」と専一化していったとみられる。これを反映してか、この頃を境にその俵田を作預りしていく作人の「俵田作預り」証文の記載事項、内容の体系化ないし定形化が進められるようにみえる。以下この「俵田作預り」証文の内容検討を通して、以上にみてきた俵田作関係のその基礎的関係と概念を確認しながら、同時にその変化のなかに俵田作関係推転、展開の方向を探っていく。

「作預り」証文には地域性というか村落間に記載方式の違いや文面の差、あるいはそれにもられる内容にも差異があつて明確に時代を限ってその変化をいうのは難しい。しかし大雑把にいうと宝暦以前の証文——この第一巻では四通しかないのだが——は未整備であり、明和・天明期（一七六四～一七八〇年）頃には後に述べる「俵田作預り」三規定、三条件中第三の規定

を欠くものが一七通中八通と未だ地域差をもつが、寛政年間以降（一七八九年）ともなるとほとんどの証文が整備されて幕末まで変わることがない。つまり一八〇〇年代前後には本間家の俵田作關係が体制を整えてくる、と理解される。

ところで定形化された「俵田作預り」証文の主要記載事項、とくにこの俵田作關係にかかわらしめての記載事項は次の三点からなっている。①俵田米の構成部分である年貢、立上米を一定時期までに所定の場所に納入すること、②「世間一統落作之節」への対応の仕方——「自是御願申上御検見申請思召次第第取可申」あるいは「鎌入不申候而」検見をうけるなど——、そして③作預り人が作田「龜末仕」、「若無情仕」、「無情働ニ而」落作した場合の対応、の三規定であり、これの裏側の規定、例えば年貢、立上米を一定時期、所定場所に納入しなかった場合、「世間一統落作之節」検見を受けず「鎌入申候」さいの処分、作田「龜末無之様ニ随分精働可仕」などを記載したものも多い。

一八〇〇年代前後から各証文はこれらを記載してくるが、しかしこうしたなかにあつて一定のバリエーションをもつ証文があり、あるいは畑、苗代、家屋敷預り証文には②、③の規定を欠くなどのなかに、その三規定のもつ意味、内容を逆に明らかにしてくれる。

まずその基準となる、三つの規定を備えた安永五（一七六七）

年、安政四（一八五七）年の「俵田作預り」証文の全文をかかげて検討することからはじめよう（安永五年証文は前掲、一九頁参照）。

作田預申證文之事

一米九俵地

納四斗入

此稻新元三百束

右之御田地当巳年々御縁次第作田預申所実正ニ御座候然上ハ御年貢者勿論御作徳米年々十一月中何方ニ成共被仰付次第急度相納可申候且農業ニ朝夕心懸鹿抹無之様随分精働可仕候万一世間一統凶作之節者自是御願上御検見申請御思召次第二取仕舞可申候若不精仕候節者不作引不被下置其上作田御引上ニ被成下候共意恨ケ間敷儀一切申間候為其村役人并親類引受以加判作田證文依如件

安政四年

文下村

巳六月

小作人 善兵衛^印

引受加判同村

親類 善 内^印

加判肝煎 八右衛門^印

同 文 七^印

本間正七郎様

支配人彦左衛門殿

文章を違え、文面に精粗の差はあるが、両証文ともに年貢、立上（作徳）米を一定時期に、所定場所への納入を約し、世間一統落作の節には検見（見分）をうけて納入俵田米の「指引」を願ひ、「拙者手当悪敷」あるいは「拙者不精仕」つて不作した場合には「御指引」「不作引」を「願申上」ないなどとしている三点は、大きく時代を、そして村を異にしているとは思えないほどにそのもつ内容を同じにしている。

ところで俵田作関係の基本的、基礎的關係からの、この推転と展開はこの三規定のうちの②と③、とくに③の拙者不精にて「一分之悪作仕候ハ、御指引不申請」、あるいは「若不精仕候節者不作引不被下置」などという規定の有無、またはその規定の明確さなどにかかっている。

『文書』によるとそのはじめ、②規定は③規定とのかかわりあいで示される。しかしその例も少ないのでまず③規定からみていくと、これのもつ意味は次のように考えられる。うえの安政四年「文下村 小作人善兵衛」証文のこの点の記述は「若不精仕候節者不作引不被下置」とやや例外的であって、多くは「宮曾根村 作主兵助」証文にみる「一分之不作仕候ハ、御指引不申請」という、「一分之不作」という量的内容を含むものであった。

この「一分」という量的内容を含む③規定が『文書』のなか

で一般的であることによつて、これのもつ真の意味が見落されがちだと思われるのだが、この規定を裏返しに読むと、拙者精働きにて「一分之不作」もしない場合、つまり並作をあげた場合には「御指引申請」る、と。そして善兵衛証文も「若不精仕」らず落作しない場合には「不作引不被下置」度、というものではなかったのか。

うえの作預り証文の文意がこのように解釈されるとき、並作、平年作——これは俵田売譲り、作預り証文に示される俵田米量であろうが——の場合に「御指引」を願ひ、「不作引不被下置」度というのはどういうことなのか。作預り証文がこの③の規定をもつものへと統一化され、俵田作関係がこのもつて展開してくることから、古く遡り、あるいは定形化されない証文のなか、そのもつ意味を探ってみよう。

この巻の最も古い元文六年作預り証文は次のようであった。

久田村分御田地西ノ寄作表田ヘ預り作り申證文事

一米拾三俵 納四斗入小役共也

此稻刈元四百三拾刈

右之御田地表田ニ預り作り申処実正ニ御座候当秋中納方之儀ハ久田村御蔵ヘ成共西野村御蔵ヘ成共其元御勝手次第第二上納可仕候万一悪作等有之候ハハ毛之上ニ而御立会御見分之上御指引可被下候御引被下候而も手前不勝手之筋有之候

ハハ御田地へ鎌入不申候而指上ケ可申候鎌入申候而ハ何様之悪作ニ有之候而茂勝手ケ間敷儀申上間敷候若其元へ指上申請候節ハ苗代種代ハ被下置度候其外何義不寄勝手ケ間敷義申間敷候若右^上納相違仕候ハ、加判之者共何方迄も罷出急度埒明貴殿へ御苦勞に少もかけ申間敷候為其證文如件
元文六年 久田村御田地作り主

酉ノ二日

三左衛門^印

同 村 加判

嘉右衛門^印

本間庄五郎殿

この「三左衛門」証文も直小作的關係であり「兵助」証文と同じ事情のもとでの俵田作預りである。そして証文記載内容も①、②規定についてはうえにみたところと同一内容であるが、しかし②規定にかかわらずながら③規定と思われる部分について特異な表現形式をとっている。

文章構成に難がある、とみるのだが、②規定については「悪作等有之候ハハ毛之上ニ而御立会御見分之上御指引可被下候」で段落し、次の「御引被下候而も」は「御引〔不〕被候而も」の誤りではないか、そして以下「毛之上」が本間家のものであるから「手前不勝手之筋有之候ハハ御田地へ鎌入不申候而指上ケ可申候」とつづくのではないか。俵田作の俵田作たるゆえん、

当該田の総（粗）生産物をそのままに俵田所持者に引きわたす、というその關係がここに端的に示されているように読める。

しかしとはいっても「若其元へ〔毛之上ニ而〕指上申候節ハ苗代種代ハ被下置度候」と。ここにはもう俵田作關係の本来的あり方からの偏倚がきざしているようにも思える。だが延享四（一七四七）年「杉野浦村 与次右衛門」証文は「若し水損日損悪作等仕候ハハ御見分之上御指引可被下候間ニ合不申候ハハ鎌入不申候而毛之上ニ而指上ケ可申候」といい、もし「少も鎌入苅取り申候ハハ相定之通り表田米不殘急度相納可申」ともいっていた。

そして天明二（一七八二）年「宮曾根村 庄太郎」証文は「世間一統之悪作候ハハ御立合之上御指引可被下候指引相談埒明不申候内者我儘ニ鎌入申候者右之御年貢前右之通急度上納可仕候」といい、「差指引相談埒明不申地元（毛之上の意か——引用者）指上申候ハハ種代手間代之義者少シ申間敷候」ともいっていた。

ここではなお世間一統落作に対する差引をめぐるの手続き關係が問題とされ、そこでの俵田米の「指引」が直接の關心事であった。とはいえその背後にせめて「種代手間代」だけなりとも得ていきたい、という願望がある。俵田作關係における俵田米収取が、年季に売譲った当該田の俵田米とその生産費用部

分を補填する質入主の経営に制限をもつ利子であり、その利子支払いのための売譲田の作預りであることから、せめてその作預り地についての「種代手間代」だけでも得ていきたいという願望がそのなかに芽をふきつつあった。

しかし俵田米収取が利子の徴収であることから、俵田所持者（23）に高利貸の側には表面きつてそれを認めていく論理はない。だがこれもまたその利子収取形態が俵田米であり、そして俵田作関係の広範化、社会化のもとで恒常的、安定的に俵田米収取を実現していくためには一定の費用部分を認めていかざるをえない。「不作引」名目での「種代手間代」部分がそれではないか。さきにみた安政四年「文下村 小作人善兵衛」証文の平年作時の「不作引」はこうした意味、内容のものであったと考える。

このような「不作引」を記した証文は、寛政二（一七九〇）年宮曾根村儀兵衛が久田村田地九俵地を作預りしていく「若作田龜末仕 一分之致不作候節者不作、指引被下候共違乱申間敷候」、また寛政一一（一七九八）年板戸村伊左衛門が所持した西野村田地一竿七俵二斗地を売譲り、作田預りとしていく証文中にも「若無情仕 一分之不作仕候ハハ不作、指引不被下候共少も不苦候」などのなかにもみいだされる（傍点引用者）。

そしてこの「不作引」はうえのように「一分」と量的規定をもつに至るが、しかしなおそれは「拙者手当悪敷」とか「拙者

作田龜末仕」というように、作預り人の責任、耕作管理のあり方においてのものであった。つまり「作田龜末仕」「無情仕」って落作した場合には「一分」の「不作引」、「野引」さえも得ていくことができない、というものであった。

しかしこれも次第に、そして条件によっては農民取分として固定化されてくる。天明六（一七八六）年「深川村 作主太郎兵衛」の作預り証文は「右之御田畑地九俵地ニ御座候へ共、作なしに、八俵地ニ午一作々作預申所実正ニ御座候」と記し、文化六（一八二三）年「清川組立谷沢之内中村」の百姓九人が連署で質入れしていった「此表田渡、四拾五表八升」は、「内拾式表三升 御年貢浮役壺割米共惣出方、同四表五升 年季之内作人江手擬引、残式拾九表 年々作徳米」というものであった。

そして「但右御田地名前之内（一二竿の小名をもつ田の内——引用者）縦川欠ニ相成候而茂又水損干損等ニ茂不構年季之内御手擬有之ニ付定立揚、相定申候」（傍点引用者）、と「一分之不作」規定はここでは「不作なしに」九俵地を八俵地として「作預申」となり、俵田渡四五俵八升地については「御手擬米有之ニ付定立揚」として、反語的ではなく、並作を前提すれば一〇〇%の「指引」「手擬米」をえていった。

俵田作関係における俵田米収取の、地主、小作関係と小作料化への転化の方向をここに読みとることができるのではなから

うか。しかしなおこうした内容をもつ俵田作預り証文は例外的であつて、さきにも述べたように幕末にかけて多くは「無情ニ而一分之不作仕候者御指引等不被下」の反語的農民取分規定にとどまっていた。

『本間家土地文書』第一巻はこの段階までを示している。そしてこれ以降について前掲松尾武夫「巨大土地所有の一形態」は明治一四年「大槻新田村拾貳番地 小作預り主佐藤丹三郎」の小作預り証書を示す。本証文Ⅱ田地充譲り証文がないのでその対応関係は不明だが、この証書は次のようであつた。

小作預り証書

字東谷地貳番

一田貳反三畝廿五歩 田數廿一枚

此渡口六俵三斗八升

同 貳番

一田壹反九畝廿九歩 同拾六枚

同 五番

一田四畝七歩 同六枚

合反別貳反四畝六歩

此渡口七俵

右之耕地御縁次第預り申候処確實也尤作得米之儀者何方成

共御勝手宜敷処江年々米捨等入念十二月限り上納可仕候且又世間一統落作之節ハ御見分之上御負ケ引可被下若又耕地龜末ニ取扱一分之不作仕候節ハ御負引不下候共不苦候万一作得米不納仕候節ハ保証人引受貴殿江少しも御損失相係申間敷候為其印紙貼用保証人連署ヲ以小作預り証書依而如件
明治十四年 大槻新田村拾貳番地

巳ノ三月二十五日 小作預り主 佐藤丹三郎

保証人 池田儀兵衛

本間光直様

地租改正を経過した明治一四年の小作預り証書であるが、先の三規定、そして③の「一分之不作仕候節ハ御負引不〔被〕下候共不苦」は、一八〇〇年前後以降に定形化されてくる俵田預り証文と表現の仕方、そして何よりもそのもつ内容において変わるところはなかった。俵田作預り証文が「小作預り証書」とその名称をかえたとしても、それが俵田作関係の分離できない一面である限り、この証文の許容する農民取分は「不作引」であり、「手擬米」であつて、並作、平年作においてのみ「一分」の取分が農民に与えられるものであつた。

だがしかし俵田作関係のもとでの農民収取はこの時代ある限界に達着していたのではないか。第三表にみる村山、庄内両地

第3表 山形、村山と庄内の小作地率と自小作別農家構成比変化（明治18,43年）

（単位：％）

		田の 小作地率	自小作別農家割合		
			自作	自小作	小作
明治18年	村山三郡	東村山	56.4	24.7	39.5
		西村山	62.4	18.7	32.4
		北村山	51.9	21.0	48.6
	庄内	東田川	42.8	34.6	51.7
		西田川	43.4	44.6	48.6
		飽海	35.7	22.3	77.1
明治43年	村山三郡	東村山	59.6	20.9	40.8
		西村山	62.1	22.5	35.1
		北村山	62.4	22.0	46.0
	庄内	東田川	44.4	24.0	50.5
		西田川	48.0	27.6	53.0
		飽海	43.8	29.0	47.8

注 1. 『山形県統計書』による。

2. 明治18年の飽海郡小作農家比率0.6％は疑問だが、確認する方法がないのでそのままとした。

域間の小作地率と自小作別農家構成比のあり方のなかにそれが端的に示されているようにみえる。明治一八年庄内の小作地率も四〇％前後で決して低いものではない。だが村山三郡は五二・六二％でその間に一二・二〇％余の差がある。

しかしそれ以上に自小作別農家構成比、とくに小作農家比率についてみると格段の差がある。村山三郡の小作農家割合が三〇・四九％を占めているのに対して、庄内では東田川の四一・四％を最高に飽海郡の二〇・六％の間にあり、というこの開差は何を意味しているのだろうか。

先に、俵田作関係は、この関係以外におかれた土地部分の経営、つまり自作地部分の経営余剰によってその生産費部分が補填されることによってしか成立しえない、としたのであるがそれがここに示されているとみてよさそうである。つまり庄内の小作農家比率一四％ないしこれ以下は、小作地のみ耕作によつては経営が成り立ち難いことを示し、逆に自小作農家比率の村山三郡を抜く格段の高さは、すでに多くの農家が俵田作関係のもとにおかれていることを示し、俵田作関係のより以上の拡大はここに限界をもつていた、と。

そして同表の、明治四三年に至る庄内での自小作農家の減少ないし停滞と他方小作農家比率の急増は、俵田作関係から地主・小作関係への転化、展開の方向を示すものではないか。

以下これについてみていこう。

本間家は地租改正を前後し、あるいはこれを経過するなかで俵田作関係の、ある種の、直接的手直しを迫られていた。明治六年一月太政官布告第一八号「地所質入書入規則」はうえにみてきた俵田作関係を容認するものではなく、この年七月に期限をきって現在年季中の質入、書入地について「証文相改可申事」とされたからである。

あるいはまた本間家の俵田管理は「明治初期においても△各戸ノ稲作状態ニヨリテ割引歩合ヲ定ムル」式の旧藩以来の畦立「検見——引用者」法から脱却できず（一九年まで）、また六〇年の五カ年平均の△引米^{ひきまい}△が二割四分五厘（「引米取調帳」による）に達⁽²⁴⁾していたことも、その理由の一つであろう。

こうした事情、事態のもとで明治一九年「畦立検見法」から「定引法」へと俵田米収取、小作米収取の方法を転換していく。この転換のうちに俵田作関係から地主小作関係へのその関係における変化の方向をも示している、とみることができそうである。

明治二五年「小作預り主 北村蔵太」の「小作地預り証」の關係部分は次のようであった。

「向五ヶ年期小作地預り申込確實也然ル上ハ……万一年期中ト雖モ他ヘ御譲渡相成候力又ハ貴殿ニ対シ不明不正ノ廉有之節

ハ何時タリトモ右地所御引揚候共毛頭違背不仕其季節ニヨリ毛ノ上共御指揚相成候砌其年作毛ノ内四分ノ一ハ是迄ノ小作入費トシテ被下候」(傍点引用者)、と「不作引」や「手擬米」としてではなく、つまり俵田作関係のもとではそれを「おもて」において認めることのできない農民取分としてではなく、「小作入費」と明確に規定し、それを「作毛ノ内四分ノ一」＝二五％とし、「定引法」のもとにおいていった。

だがその文脈は、なお農民自身の投下費用の償還請求というには余りに弱い「被下候」というものであったし、そして何よりもこの二五％の小作入費は先の「△引米△が二割四分五厘」であったそれに見合うものでしかなかった。

「引米」二四・五％は、俵田作預りの②「世間一統落作」と③「不精働」きによる落作のない、平年作時の「一分」手擬米の両規定にかかわるものとみられることから、前者の落作引き如何、つまりそれが一五％を越える場合には「一分」手擬米にもくいこむもので、何ら農民取分を保証したものではなかった。そのことは明治二九一三一年のこの地の凶作のもとで、明治三五年「等級区画平均法」という名の検見法へと再び転換⁽²⁶⁾していかざるをえなかったことのなかにそれが示されている。

もちろんこれが俵田作関係への逆転を意味するものではなかったし、それを許す状況にもなかったであろう。にもかかわら

ず俵田所持意識を棄て切れない本間家は、地主・小作関係のも
とで俵田米収取を実現しようとして農業改良策を講ずるが、

しかしさきに続く三五、三六、三八、三九年の凶作によつてそ
の望みを絶たれ、田区改正Ⅱ耕地整理に最後の収取の場——歩
(縄) 延び地の獲得に手を下しつゝ明治四〇年本間同族会社
「信成合資」へと土地管理を移し、一七〇年にわたる俵田作関
係に終止符をうつ。後に飽海郡耕地整理組合副組合長(組合長
は郡長)となつていく六代当主、七三歳の本間光美は、「吾が
郷耕地整理事業の成否偏に諸君の努力如何に因る庶幾くハ諸君
の奮励により以て有終の美を済すを得ん」(傍点引用者)、と明
治四二年その期成会役員席上で述べた、という。⁽²⁷⁾

が、耕地整理も未完の大正三年頃以降、この地の米生産は高
位・安定へと推移していく、ということも最後につけ加えてお
こう。

(三) 俵田取得採算について

われわれは先に、俵田作関係における収取俵田米を賣入地片
の総(粗)生産物と、その生産を可能とする百姓経営に制限を
もつ利子である、といわば農民Ⅱ百姓側からのその量的規定の
考え方を示したのであるが、それは地主Ⅱ俵田取得者にとつて
いかなる採算性のうえに立つものなのか。いうなら本間家は

かなる採算性のうえに農村に、農民に高利貸の触手を伸ばして
いったのであろうか。

俵田作預り証文の形式・内容変化を一指標とする本間家の俵
田作関係の展開は、上に述べたようにその一つの画期を明和期
(一七六四年)においていた。俵田手作、預け作の二本立経
営から俵田預け作専一化へを契機とするものであった。

こうした手作経営廃止から俵田預け作専一化への方向には、
そこに何らかの経済的打算が働いてのことではなかったであろ
うか。あたかもそれを裏付けるかのように明和二酉年「萬覚
帳」⁽²⁸⁾には以下の「酉年御田地買求地引」を記録してくる。まず
そのなから二点を示すと次のようである。

正月二十八日

譲主津嶋村

一金百三拾兩

佐藤源六

但し荒瀬郷高田新田村代屋付御田地表田五拾貳表也内拾四
表余申之年御年賣出方又貳表貳斗代屋給内貳斗程戻り有之
残而米三拾六表程立上米地引七步貳厘かへ二而代米三拾七
表貳分かへ増取次引少々残り金高前後都合能

三月朔日

譲り主漆曽根村

一同三拾兩

平助

第4表 本間家の土地取入利回り動向試算

	賃入、荒渡入		田畑所在名	地引米量	地目、面積	分米	俵田米	年貢米	立上米	利回り
	所在村名	前名								
1759(宝暦9)	會上	田寺松松田	藏小	俵斗455 60	畝歩	石斗升合 12.530 0.700	俵斗69.0 3.2	俵斗升合 (12.265) (2.350)	俵斗升合 (56.235) (2.350)	8.18 4.50
1767(明和4)	根ノ小俣	村北	田渡松	米札800 250						8.50
	天	山由兵衛	米札220	200			25.0	3.000	22.000	10.40
	久	仁治五左衛門	堂	85			9.2	1.000	17.000	8.50
	下	左兵衛	米札	40			4.06	0.060	8.200	9.88
	上	右五左衛門	米札	120			13.3	0.300	13.000	10.00
	俣	天	米札	90			12.0	3.000	9.000	10.00
	野	泉衛兵衛門	新川	500					120.000	24.00
1972(明和9)	上西	大森与妻	田	550	下々田	1.093	30.0	(1.046)	(28.454)	5.26
	屋	右治左兵衛	吉	450		3.200	33.0	(3.100)	(29.400)	6.62
	竜	渡彦		120		0.089	8.2	(0.044)	(8.154)	6.92
	新	伝与右五衛門		140		2.4	15.0	(2.200)	(12.300)	9.00
1775(安永4)	野	新		500		5.241	72.12	(5.120)	(67.000)	13.40
1780(安永9)	田	川		72		0.677	8.0	1.000	7.000	9.72
	田	田		150		4.366	21.0	9.000	12.006	8.00
	田	田		360		6.816	38.0	14.000	24.000	6.67
	田	田		430		75.22	53.0	12.000	41.000	9.53
	田	田		110		4.05	13.0	3.000	10.000	9.09
	田	田		528		13.03	47.0	2.000	45.000	8.52
	田	田		45	下々田	0.465	5.0	0.300	4.100	9.33
1781(天明元)	鹿上	沢松浦目		290		83.13	41.0	18.000	23.000	7.93
1782(天明2)	ノ小野	三兵衛		310	田	38.01	33.0	7.300	25.100	8.13
1784(天明4)	上杉大	助		42	下々田	0.597	4.0	(0.298)	(3.202)	8.10
1785(天明5)	野	助		130		1.560	12.15	(1.280)	(10.370)	8.26
	目	助		218		0.155	9.3	(0.077)	(9.227)	4.34
	目	助		130		1.109	18.2	(1.054)	(17.146)	13.30
	目	助		53		0.175	5.3	(0.087)	(5.216)	10.24
	目	助		5		0.030	0.25	(0.015)	(0.235)	9.40
1786(天明6)	川松田	手三		180	下々田	0.286	19.2	0.200	19.000	10.56

1787(≧ 7)	蔵 田	八坊衛門助	郎之兵衛	五北宇庄多源	蔵 田	104	28.07	4.083	17.2	8.000	9.000	8.65
	田 根	助衛門	兵衛	源 伝喜	新野方根	120	24.13	2.385	17.2	4.000	13.000	10.83
	生 宮	岩西	手川會	喜 右三	小會	24	14.24	1.629	7.0	2.000	5.000	20.83
1788(≧ 8)	野 小	岩西	蔵 田	与長勘五郎	川町	7	2.28	0.440	1.1	0.300	0.300	8.57
	下 野	岩西	新野	源 伝喜	野 町	2.2	0.20	0.068	0.12	0.050	0.070	5.86
	新 松	岩西	興野	与長勘五郎	越 堤	13.0	4.00	0.600	2.1	(0.300)	(1.300)	12.31
1790(寛政2)	瀨 荷	岩西	新野	与長勘五郎	堤 田	13.1	1.12	0.128	1.28	0.100	1.180	8.95
	田 目	岩西	新野	与長勘五郎	堤 田	9.27	2.05	0.131	1.05	0.100	0.350	7.34
	田 目	岩西	新野	与長勘五郎	堤 田	10	0.10	0.020	0.30	0.020	0.280	5.60
	新 田	岩西	新野	与長勘五郎	堤 田	10	1.20	0.166	1.00	0.100	0.300	6.00
	新 田	岩西	新野	与長勘五郎	堤 田	8	3.23	0.150	0.30	0.100	0.200	5.22
	新 田	岩西	新野	与長勘五郎	堤 田	18	48.00	5.280	1.30	0.150	1.150	7.22
	新 田	岩西	新野	与長勘五郎	堤 田	62.2	1.07	0.185	16.00	(5.140)	(10.360)	17.18
1795(≧ 7)	手 蔵	岩西	新野	与長勘五郎	堤 田	4	3.26	2.274	0.375	(0.092)	(0.283)	14.15
1796(≧ 8)	手 蔵	岩西	新野	与長勘五郎	堤 田	22	31.26	2.274	1.08	(0.080)	1.000	4.55
1805(文化2)	手 蔵	岩西	新野	与長勘五郎	堤 田	370	3.29	0.656	8.30	(0.328)	(7.472)	20.363
	新 田	岩西	新野	与長勘五郎	堤 田	195	2.25	0.425	1.17	(0.212)	(0.462)	4.07
	新 田	岩西	新野	与長勘五郎	堤 田	13	8.06	0.902	13.00	(0.451)	(12.049)	6.05
1806(≧ 3)	手 蔵	岩西	新野	与長勘五郎	堤 田	26.2	3.18	0.270	1.10	(0.135)	(5.160)	2.77
1807(≧ 4)	手 蔵	岩西	新野	与長勘五郎	堤 田	54	1.26	0.280	5.30	(0.140)	(5.160)	9.85
1815(≧ 12)	手 蔵	岩西	新野	与長勘五郎	堤 田	400	206.18	22.726	133.320	3.197	18.303	4.65
1816(≧ 13)	手 蔵	岩西	新野	与長勘五郎	堤 田	134.2	2.10	0.303	7.20	1.024	104.295	6.41
1818(≧ 15)	手 蔵	岩西	新野	与長勘五郎	堤 田	88	1.20	0.150	5.35	0.380	3.320	4.14
1819(文政2)	手 蔵	岩西	新野	与長勘五郎	堤 田	126.2	3.06	0.416	8.00	0.352	7.047	4.31
	手 蔵	岩西	新野	与長勘五郎	堤 田	1	1.10	0.120	101.20	(0.015)	(0.185)	5.00
1820(≧ 3)	手 蔵	岩西	新野	与長勘五郎	堤 田	111.39	0.06	0.058	0.20	0.045	3.204	2.18
1823(≧ 6)	手 蔵	岩西	新野	与長勘五郎	堤 田	93.31	0.16	0.120	5.09	0.090	5.000	3.05
1839(天保10)	手 蔵	岩西	新野	与長勘五郎	堤 田	上	0.24	0.120	5.09	0.090	5.000	5.34

注 1. 農政調査会『本間家所蔵資料集 土地集積の過程 第1集上巻』より算出。なお算出の対象としたのは「地引米」が明示されたもののみで「地引金」の場合換算米価が不明なので、ここではとりあげなかった。しかし本文でみたように、あるいは米札の場合貨幣同様に取らあつかわれているので、これから全体の利回り動向をみる事ができよう。

2. 「年貢米」「立上米」欄の()内は、免を五ツとして筆者が示したものであり、その他は上掲資料によった。

3. 前掲『本間家土地文書』第1巻、また本文中にも指摘したように、請返しの際の増金、また永譲の際本間家が増金を支払っているが、これらはここで考察の対象としていない。

但平田郷漆曾根御田地表田米九表之内壹表式斗御年貢惣
出方引残テ七俵式斗立上ケ米也此地引米百拾表三拾六分
ヘ増引如此

まず前者からみていくと、俵田米五二俵地の「立上米」、本間家純手取分は年貢その他を差し引いて「三拾六俵程」である。ときの米価は一〇両当たり「三拾七俵二分かへ」であるから「七歩二厘かへ」、七・二%の利回りを前提すれば、その地引地価金は一三四・四両となる。したがって「一金百三拾両」の地引金では「増取次引少々残り金高前後都合能」と。つまり一三〇両の地引では七・四%の利回りとなり、幾らかの余りがある、というものであった。

後者の「平助」分についても同様である。但しここでは地引金と地引米の二つがあげられていてそれぞれにやや利回りを異にする。地引米一〇俵が三〇両の地引金とすると一俵当たり〇・二七三両であり、一〇両当たり「三拾六分かへ」だと〇・二七八両と異なる米価が算出されるからである。前の米価では六・八%、後者では七%の利回りとなる。

明和二（一七六五）年、本間家の俵田取得の採算基準がおおよそ七%前後の利回り確保にあったこと、そしてまた本間家がこうした一定利回りを前提とし、これに見合う地引金で俵田を取得していったこと、以上から明瞭に読みとれるところである。

そしてこれ以降における俵田作関係の展開、拡大も基本的にはこの採算根拠の上に行われた、とみることもまた許されよう。その具体的利回りについては第四表のように、一件毎に利回りをちがえながらも寛政期（一七九〇年）頃を境に急速にその水準を低下させてくる。俵田作関係の体系化——俵田作預り証文が定形化されてくるのもまたこの一八〇〇年前後であった。

ところでうえに明和二年にみた七%の利回りといひ、文化・文政期の四・五%の俵田取得利回りは商人・高利貸資本としての本間家にとつてどういう意味、水準としての利回りであったのだろうか。その商人・高利貸資本としての本間家の俵田取得以外の利子水準は一〇%を割ることはなかったと考えられるが、にもかかわらずうえのように俵田を取得していったのは如何なる理由によるものであろうか。それは本間家の全経営機構のなかに探られなければならない問題である⁽²⁹⁾うし、本稿の枠を越える問題である。

注(11) 前掲『酒田市史 史料編 五』、六四五、六六二頁。

(12) 長井政太郎、工藤定雄「東北地方に於ける土地所有の実態と地主の成立について」（『東洋文化』第一四号、昭和二年一月）。

(13) 本間家所蔵資料編纂委員会『本間家文書 第二巻』一三三頁。「宝曆三四年 萬覚帳」「西野村指引」にも、

以下にみる手作などの直接的記事はないが、その「^(マ)私方」欄に「三拾三表 若性給米、四表 下女給米、式俵式斗 番給、四表 こい草代」等々の記録があり、「代家共ニ」田地を取得していったことから元文三年以降手作経営を行ってきたのではなからうか。

- (14) 農政調査会『本間家所蔵資料集 小作・経営 第四集 中巻』、五頁以下。

- (15) 長井氏らは西野村三五〇俵場の管理耕作が代家の使命であり、「主家に全労働力を提供し、全生産物を地主が収納する」(傍点引用者)とまでいい切りながら、同じ俵田米で表現される他の預け作地四五〇俵場については「立附米」といい、「小作地の管理」といっていった。ここで「小作地」というときいわゆる地主・小作関係が、そして「立附米」といったとき剰余概念のものであることがそこでは前提され、俵田米の本来的概念を見失っていく。

- (16) 前掲『酒田市史』、六四六頁。享保二年前後の田地書入、売買証文等には俵田高は記されていない。そしてここでも天保六年の「表向渡り 三百六拾貳表宍斗」が慶応元年に「三百五拾表宍斗」になぜ減少したのかその理由は不明である。

- (17) 本間家が雇用した「若勢」「下女」についての賃金を直接記録した資料をまだ見出しえていない。しかし

《ノート》 「渡口米」概念検討試論

先にも『鶴岡市史』から延享二年の「温海組大庄屋文書」を引用して示したし、これ以外にも文化九年「郷方若勢共之儀近年高給をむさぼり其上主人共の申附を等閑に相心得、定日休之外押休いたし……」などと賃金高騰の事実を各所に記している。

- (18) 前掲『酒田市史 資料篇 五』、六八八頁。

- (19) 松尾武夫編『本間家土地文書 第一巻』(昭和五一年三月、農業総合研究所刊)。

- (20) ここでは請返し時点での賃入人側の「加増金」を対人信用部分としたのであるが、これが何故明和天明期に集中しているのかなお解かれていない。また同「土地証文」中「流地証文」には、逆に地主「質取主側から「増金」「合力御増金」「増銭」を支払って永譲受けしている事例がある。質地直小作的関係においてこそ取り結ばれるとみる俵田作関係は、ここではどのような変化をうけるのであろうか。つまり別小作的関係へと転化したとき、作預り証文の内容、条件はどのようなものになるのであろうか。直小作的関係から別小作的関係へと時代を下るにしがって俵田作関係は変化し、地主小作関係の内容を濃くしていく、と考えられるのであるが、以下でもこれについては検討しえていない。

- (21) 木村莊之助『日本小作制度論 上巻』二二七頁(叢

文閣刊、昭和一年）。なお質地直小作についてのこうした考え方、質地直小作において「質取主の受け取るものは本質的に小作料ではなく金利である。それは入貨幣欲求者の支払能力または抵抗能力以外には全くなんらの制限も知らない」という資本論を引用してのいい方は、現在に到るも何らかわっていないようにみうけられる。そして「結局多くの場合には流質して土地所有権が質取主へ移行」して直小作関係が解消され、「土地の貸借関係に転化し、小作料が授受されることになる」と。農民のよりいっその没落、土地の完全喪失こそが高利貸資本の収奪から逃れ去る道であるかのように説かれるがそうなのであろうか——山崎隆三「江戸後期における農村経済の発展と農民層分解」〔日本歴史 近世4、一九六三年一二月〕。

(22) 前掲『鶴岡市史』、三三〇頁。

(23) 前掲佐藤誠朗「地主経営」は、化政期以降小作人が「有利な地主・小作関係を求め」て「他領・他村の地主と主に小作関係を結んで」くるのに対処し、角田二口村の地主佐藤家は「手当引」を与えていくようになる」と述べる。「入手当引」とは入不作引とならんで同家の入上帳に弘化三年以降にあらわれるものである。天保元年から明治八年まで入不作引の行なわれなかったのは一〇ケ年だけで、稲作反収からみて、必

要ない、といわれる年に、入不作引が行なわれているうえに、なおかつ九ヶ年の入手当引をみるのである。入手当引は契約小作料（俵田米——引用者）の四％から一〇％に及んでいる（傍点引用者）と。まさに私のいう平年作時の「不作引」である。

そしてそこではトータルでものをいっているが、「不作引」のある田地については「手当引」はなかったのではないか。この「手当引」は本間家の「手擬米」であり、後にみるようにそれは一〇％前後であった。

(24) 前掲松尾「巨大土地所有の一形態」。ここで本間家が明治六年に期を画して入引米の取調べを行っていた、つまり俵田米収取の実態を把握していったのは、うえの「地所質入書入規則」の施行によって、俵田作関係の何らかの改変を必至とみたからではなからうか。なお『本間家所蔵資料集 小作・経営 第四集補遺』にも「自明治六年至明治十五年 引米平均取調帳」が集録されている。

(25) 「畦立検見法」について筆者の説明はない。私はこれを以下のように考えている。この地の刈取後の稲乾燥方法は「土干し」で、結束した稲束を畦畔に、穂を下にまたがせる形で並立した（拙稿『明治農法』の導入過程、豊原研究会編『善治日誌・解題』参照）。この現場で畦立てされた稲束数を数え米収量を算出す

る、という方法ではなかったか。とすると刈稻束数による俵田米把握はここにもなお生きていたわけである。

(26)

本間家は「定引法」について次のような説明を与えている。「從來小作納米ノ割引ヲナスニハ小作田ノ各地ニ就キ作割ヲ定メ割引米ヲ与ヘタルヲ以テ小作人ハ自然ニ自家ノ所有地ト小作地トニヨリ土地管理上ニ厚薄ヲ存シ甚シキハ耕作ヲ怠リテ多額ノ割引ヲ要求スルガ如キ例アリシヲ以テ耕作及ビ貯蓄奨励ノ為豊凶ニ關セス一定ノ割引ヲ与フルノ方法ヲ案出シ之ヲ定引法ト称シ」た、と。そしてその貯蓄奨励とは「定引法規定後豊稔ニ際シテハ小作人ノ取得多額ナルモ凶年ニハ所定ノ納米額スラモ收穫シ得ザルコトアリ依テ年々ノ作割歩合ニヨリ備米貯蓄ヲナサシメ凶作ノ際ニハ引出シ(小作料を——引用者)納附セシメ」た。つまり本間家にとつての小作料収取の安定化をねらったものでしかなかった。

そして明治三五年検見法への移行は「明治二十九年ヨリ同三十一年ニ亘ル連年ノ凶作ニヨリ備米ヲ引出シ尽スモ猶足ラズ却テ負債米相嵩」むという状況のもので、であった(前掲『本間家所蔵資料集 小作・経営第四集補遺』七頁以下)。「等級区画平均法」についても同書を参照されたい。

(27)

稿本『信成合資会社々誌 上』第七章 四耕地整

《ノート》 「渡口米」概念検討試論

理」参照。

(28)

前掲『本間家文書 第二巻』、三六五頁、『土地集積の過程 第一集上巻』、三頁。この後者によつて以下の本間家の「地引の算定方法」、「利子率」を算定したものに稻葉泰三「徳川後期における本間家の土地集積」(『農業総合研究』第一四巻第一号)がある。

(29)

本間家の土地Ⅱ俵田取得採算基準の低金利性についていえば、米商人でもあった同家は米仕入価格と等しいか、それ以下の価格で俵田米を取得できればよいのであつて、米売買利回りが5%だとすれば前者の7%との合計一二%を得ていくということにならないであろうか。

例えば宝暦三年「萬覚帳」「酉之秋穀類買入」による米仕入値段は一〇両当たり四八・五俵「右之当御米札売」での米価は同じく一〇両当たり四五・四俵で、その粗利益は六・八%であつた、というようにである。

四 む す び

以上、資料探査の不十分さ、そしてそれ以上に不十分な近世史についての知識をもちえりみず、從來専ら小作料と解されてきた山県形庄内地方特有の渡口米、俵田米の語を追つて一八世紀初中葉にまで足をふみ入れ、そこにこの語がもつ本来的概念

を探り、本間家の手作経営のなかで、俵田米が総（粗）生産量、あるいは標準的收穫可能量を意味する語として用いられていることを知った。

問題は、この総（粗）生産量、生産力概念でしかない俵田米等の語がいかにして收取概念である小作料へと転じていくにあった。

一八世紀中葉以降本間家は手作経営を廃し、質取俵田（＝土地）の経営・管理を俵田米收取を専ら目的とする「預作」へと転じ、「自立」農民との間に俵田作關係をとり結んでいく。この俵田作關係は、その形態において質地直小作關係とみてよさそうである。質取地を質入主に「小作」せしめ、質取主が受け取る「小作料」はそのまま利子である、という点においてである。

しかし俵田作關係がこれと異なるのは——あえて異なるというのだが、質入主が年季に売譲った土地地片の総（粗）生産物＝俵田米をその地引金の利子とし、その支払い・実現を作預りによって保証していく、というところにある。あるいはうえの形態にとらわれずにいえば、質入れ地片が地片としてはなお担保力をもちえず、質入主がその質入地で生産を実現し、総（粗）生産物を金利として納入を約定することによって、これに見合う地引金の借用が可能とされるということにある。

当該質入田地の総生産物俵田米が收取の対象とされるのはこ

うした關係のもとにおいてである。だが、それが「預作」地での生産結果としての生産物收取であることによって、俵田米收取に制限も画されている。その第一の制限は当該「預作」田の豊凶——天災的と人災的によってであり、第二は質入主＝百姓経営の存廃においてである。

そしてこのことがまた俵田作關係を地主・小作的關係へと展開せしめる契機ともなった。前者はいわば生産力発展の論理——つまり「自作田」での生産力発展と「預作」地での停滞、俵田米「高」の固定化とそれをこえる農民取分の発生等として、そして後者は農民分解の論理——直小作から別小作へ、といっても別小作条件のないところに直小作、俵田作關係がとり結ばれてきたが故に、逃散・潰れ百姓など経営の解体、「交替」においてである。⁽³⁰⁾

これへの本間家の具体的対応が明和年間以降の俵田作預り証文に見出される「精働」「情働」を前提する作毛 一分の「不作引」であり、「手擬米」名目による質入地片からの農民取分の許容である。ここでは、その收取される渡口米等が当該田の総収量でないことはもういうまでもない。だがそれを小作料ということはまだできまい。うえにみてきたように俵田作關係は本質的に利子收取の關係であって、単にその收取の量にかかわる問題ではないからである。

この俵田作關係を解消せしめていく直接の契機となつたのは、明治六年「地所質入書入規則」による「証文相改可申事」においてではなかつたであろうか、本間家が、そして質入れ農民がその「証文」をどう改変していったか、なお問題として残されているが。

そして本間家がこの俵田作關係の具体的改変を講じたのは明治一九年、従来の「畦立検見」による俵田米収取から「定引法」への移行においてであり、その小作預り証文に「小作入費」として農民取分が明記されることによつてであつた。

以上渡口概念の検討、究明にかかわらしめて本間家の取得俵田（土地）經營管理の展開をみ、そのなかに俵田作關係転化の方向を見定めた。そして本来ならこのうえに立つて、本間家など地主との対抗のもとに生成し、小農民經營として自立化してくる農民經營のありようをみきわめるべきであり、その資料の一端である幕藩下農民相互間の土地売買、質入証文なども採掘しているがここではなおそれに手がけることさえできなかった。ただ最後に、しめくくりとして、うえにみてきた庄内地主による俵田米収取、俵田作關係は、実は単にこの地だけのものではなくある広がりをもつて存在していたのではないか、これを一点、関順也氏の論稿のなかに指摘しておこう。

関順也「近世地主の經營」⁽³¹⁾は享保期、それがこの庄内から遠

い丹羽国桑田郡の地主經營の分析であるにもかかわらず、われわれが以上みてきたところと同様の事態と關係のものであつたことを示している。享保九（一七二四）年、桑田郡遠山家の質地取得におけるその地引金^{II}地価算定方式をみると以下のようであつた。

喜助之畑田質物ノ覚

一、畑高 六斗六升四合

此三ツ取一斗九升九合

役 米 四升

二斗四升

預米 一石六斗

右指引して一石三斗六升

此代 七百四十八匁

五五かけて

（中略）

一、西ノ開預ケ米 四斗程にて

作徳 二斗三升五合

此代 百十二匁

五かけて

関氏は右について「土地価格は△預ケ米▽と△田高▽との差

額Ⅱ△徳米Ⅴの量によつて決定され」る、と述べ五・五％の金利水準がその規定要因であることを示している。さきにあげた本間家の「御田地買求地引」と内容的に同一であり、その一・五―二％の金利水準差が両地域の経済発展の差を反映する、といえるのであろうか。

そして第二に、この土地取得採算の根拠になった「預ケ米」について関氏が加えている次の説明はより見逃せないものである。

桑田郡河原尻、勝林島村では「小作料を△預ケ米Ⅴ、△宛米Ⅴ、△宛口Ⅴ等と言ひ、地主得分を△徳米Ⅴ、△作徳Ⅴと記している。……即ち、検地帳上の△反畝Ⅴ△田高Ⅴとは別に△有畝Ⅴ△石盛Ⅴをもつて田地の状況を示す。△有畝Ⅴは實際面積であり、△石盛Ⅴは標準反当生産量である。……△有畝Ⅴと△石盛Ⅴとから計算した△預ケ米Ⅴと△高Ⅴとだけが（うえの地価算出上の——引用者）問題となっている」と。

「預ケ米」は小作料である、と前段にいう。そして後段では實際面積である「有畝」に標準反当生産量である「石盛」を乗じたもの——関氏は「計算した」といつている——が「預ケ米」である、と。すると「預ケ米」は当該質入田の総（粗）収量を意味する以外のなものでもない。したがつてこの総収量である「預ケ米」は「小作料」である、と関氏はいわざるをえな

い。

だが「小作関係の成立する経済的基礎は、貢租負担を超える農民の作徳剰余であり、これにたいする前貸資本の吸着である」という一般論のとりこになっている氏は、この矛盾、あるいは自ら説いたところの事実を看過してしまった。この質入地片における総収量収取Ⅱ「預ケ米」収取は、上述してきた庄内の、俵田作関係における俵田米、渡口米収取と同じ事態のものであり、同様の関係がそこにも貫いていた、ということになるのではなからうか。

注(30)

うえに俵田作関係の地主・小作関係への展開契機を生産力発展、農民分解の論理と一般化して述べたが、この点の究明はむしろ今後に残されている。ただ前者についていえば、注(26)のように新しい時点のことではあるが、本間家自身がいうように農民の自作地と小作地の「土地管理上」の「厚薄」が、そこにもそのまま適用できるのではないか。

そして農民分解の論理としてあげた経営の「交替」は、初期本百姓から近世本百姓、単婚家族的労働力に基づく農業経営形態への展開を意味させたい——そしてそこに本間など地主Ⅱ高利貸資本が関与してくる——、と考えているのであるが果たしてそうなのかについては何ら実証していない。しかし例えばわれわれの調査

部落中の旧ニツ柳村農家についていえば、幕末・明治初期に連なる一〇戸の農家がそれとして歴史のうえに出現するのは一七〇〇年代半ば頃のことである。

(31) 関順也「近世地主の経営——丹羽国桑田郡、遠山家、関家の場合——」(『経済論叢』第七〇巻第四号)。「地主制の形成と展開」(山雪会編『日本農業と小農問題』、昭和四十七年六月)。